

松本市都市計画マスタープラン (全体構想素案)

令和 2 年 12 月 15 日現在

第1 「都市計画マスタープラン」とは	1
1 計画の趣旨と位置づけ	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
2 計画の構成と目標	3
(1) 計画対象区域	3
(2) 計画の構成	3
(3) 計画期間	4
第2 松本市の現況と都市づくりの課題	5
1 松本市の現況	5
(1) 地勢	5
(2) 歴史	5
(3) 人口(更新予定)	5
(4) 土地利用や都市基盤	6
(5) 都市計画	6
2 都市づくりの課題	7
(1) 自然や歴史的資源の保全と活用	7
(2) 都市全体と各地域における活力の維持	7
(3) 集約型都市構造実現に向けた立地誘導	8
(4) 広域及び地域を結ぶ交通ネットワークの充実	8
(5) 安全で快適に生活できる都市づくりの推進	9
第3 全体構想	10
1 都市づくりの将来像と基本理念	10
2 都市づくりの基本方針	11
3 松本市が目指す都市構造	13
4 分野別の都市整備の方針	21
4-1 土地利用の方針	21
4-2 交通体系の整備方針	29
4-3 公園緑地の整備方針	35
4-4 上下水道及び河川の整備方針	37
4-5 自然環境の保全・育成の方針	39
4-6 景観形成の方針	41
4-7 都市防災の方針	43
5 新たな都市整備の方針	46
5-1 郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針	46
5-2 計画的な産業集積に向けた方針	48

第1 「都市計画マスタープラン」とは

1 計画の趣旨と位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、独自の都市政策や住民等の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿、地域の身近な都市空間を重視した都市づくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めるものです。

平成22年に策定した松本市都市計画マスタープラン(以下「旧計画」という。)の目標年次は平成37年(令和7年)ですが、郊外部における急速な人口減少や高齢化の進展、地域産業の活性化やデジタル化などの社会経済情勢の変化や、市街地や集落地における低密度化、低未利用地等の利活用、大規模災害への対応などの新たな都市づくりの課題、さらにウィズコロナ時代への転換などに対応した取組みを総合的かつ分野横断的に推進するため、計画期間の完了を待つことなく、改定を行います。

松本市における主な経過

平成11年	5月	松本市都市計画基本方針を策定
令和17年	4月	四賀村、安曇村、奈川村、梓川村と合併
平成22年	3月	松本市都市計画マスタープランを策定 波田町と合併
平成25年	3月	松本市都市計画マスタープランを一部改定
平成29年	3月	松本市立地適正化計画を策定(都市機能誘導区域等を設定)
平成31年	3月	松本市立地適正化計画を一部改定(居住誘導区域等を追加設定)

(2) 計画の位置づけ

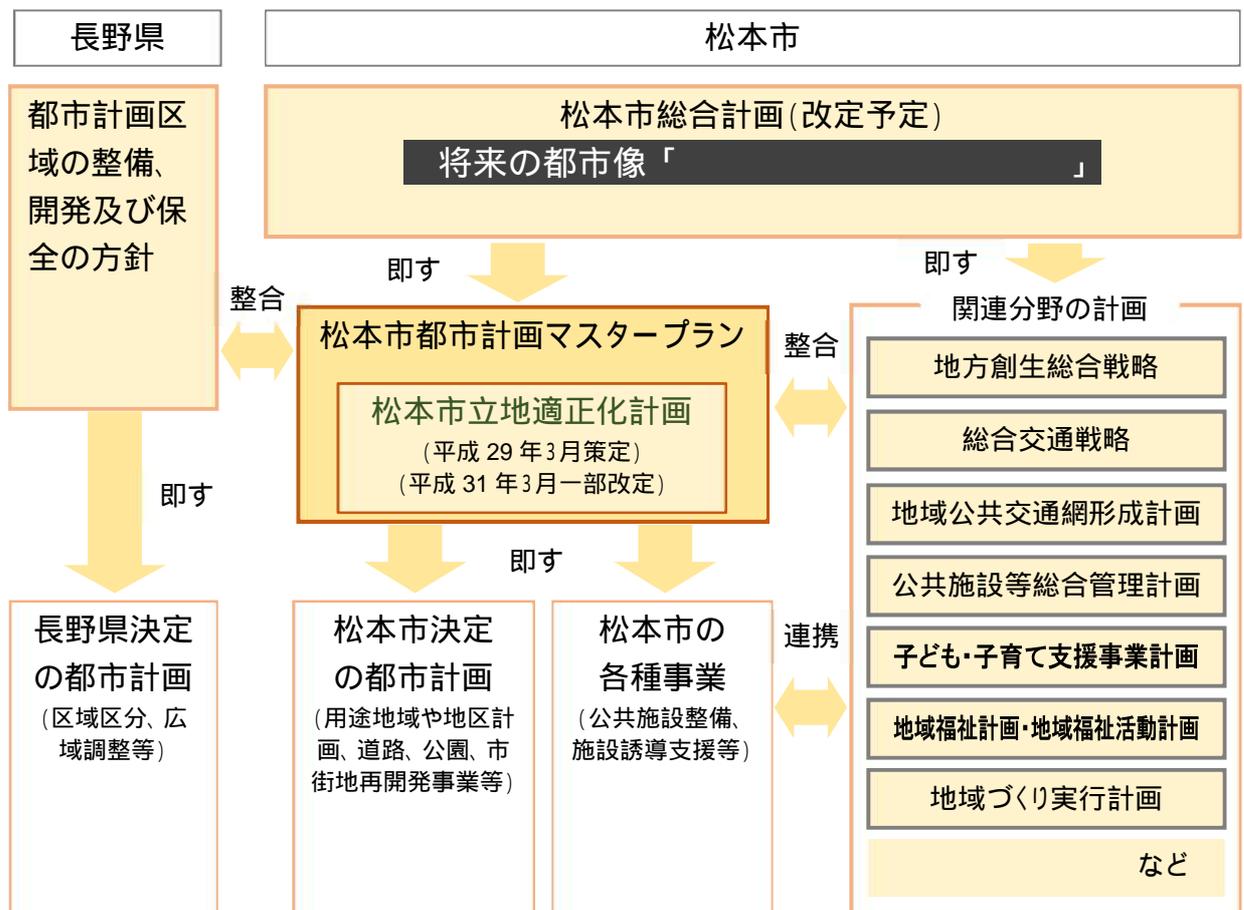
この松本市都市計画マスタープラン(以下「本計画」という。)は、市の最上位計画である「松本市総合計画」、県が広域な視点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)などに即して定めるものであり、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となります。

個別計画の実施レベルでの内容について規定するものではなく、市民と行政の協働により本市の将来像を明らかにすることを通じて、具体的な都市づくりの実現に向けた市民をはじめとする関係者のみなさんの理解と参加を促すことを主な目的とするものです。

なお、平成 29 年に策定し、平成 31 年に一部改定した「松本市立地適正化計画」は、松本市都市計画マスタープランの一部としてみなされます。(都市再生特別措置法第 82 条)

また、平成 29 年度に計画満了を迎え、次期計画を策定しないことを決定した第 2 次松本市国土利用計画に代わり、松本市総合計画・基本計画に掲げた土地利用の基本方針に基づき、市域全体を対象とした計画的な土地利用に関わる個別計画の一つとしての役割も担います。

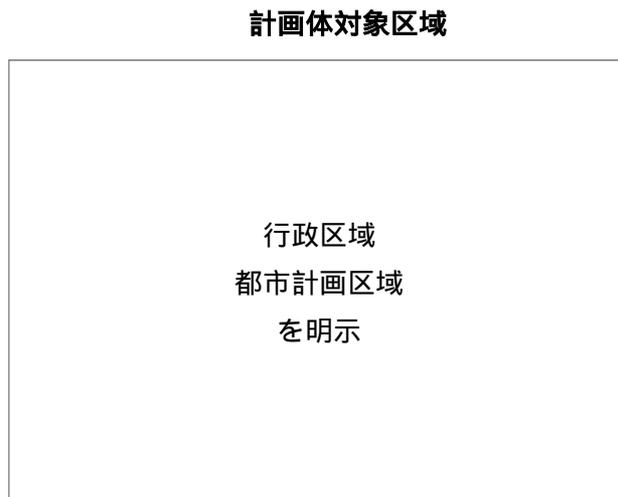
計画体系上の位置付け



2 計画の構成と目標

(1) 計画対象区域

市域全体を一体的に捉えた都市づくりの方向性を示すため、本計画の対象区域は、都市計画区域が指定されていない区域も含め、市域全体とします。



(2) 計画の構成

本計画は、次の5編で構成します。

第1 「都市計画マスタープラン」とは

計画策定の趣旨、計画の対象区域・目標年次・構成等など、計画策定の前提条件を示します。

第2 松本市の現況と都市づくりの課題

本市の現況や取り巻く情勢を踏まえ、直面する都市づくりの課題を示します。

第3 全体構想

市域全体を対象とし、目指すべき都市像及びその実現のための整備課題、整備方針など、都市づくりの考え方を示します。

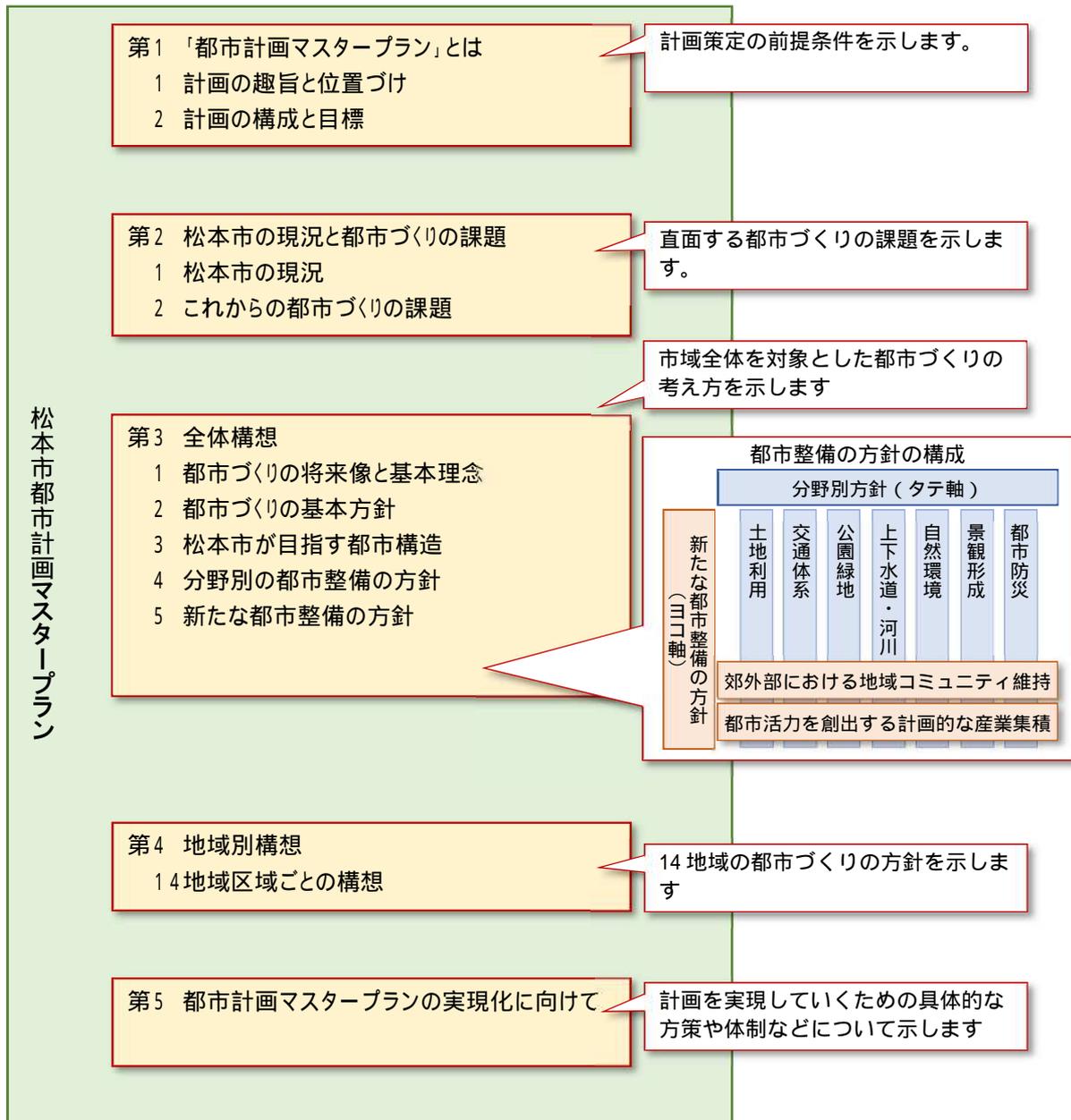
第4 地域別構想

市域を14地域に区分し、各地域の現状と課題を踏まえて、地域別の都市づくりの方針などを示します。

第5 都市計画マスタープランの実現に向けて

計画の実現に向けて、今後検討・実施すべき具体的な施策や事業、市民や事業者も含めた計画推進体制、さらに計画の評価・進捗管理の考え方を示します。

計画の構成



（3）計画期間

本計画は、令和3年から、概ね20年後の令和22年を計画期間とします。

今後も、社会経済情勢の大きな変化や上位計画の改定などにより、必要が生じた場合には、計画の見直しを行います。

第2 松本市の現況と都市づくりの課題

1 松本市の現況

(1) 地勢

本市は、長野県のほぼ中央に位置し、県内では最も広い市域を有しています(978.47k m²)。

周囲を山地に囲まれた広大な松本平(松本盆地)を中心に市街地や田園集落が形成され、幾多の河川が流れ、湧水やせせらぎなどが市内の随所にみられます。

(2) 歴史

江戸時代は松本藩の城下町として栄え、特に中心市街地には、城下町のまち割りや歴史的建造物など、個性的な歴史文化資源を数多く残しています。

令和3年4月には中核市へと移行し、周辺市町村との連携を牽引しつつ、市民の生活向上と自律分散型社会の実現に向けて、新たなスタートを切りました。

(3) 人口(更新予定)

人口は、平成27年国勢調査では242,293人、令和2年住民基本台帳人口(9月現在)では238,190人です。

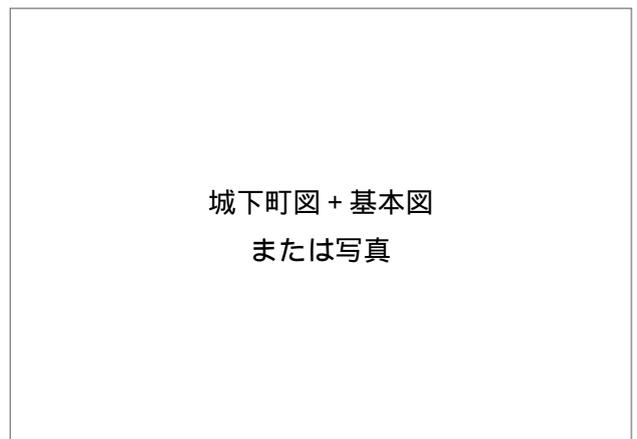
国勢調査によると、前計画策定後の10年間(H17~H27)では、市内への転入増加により約750人増加しました。

長期的には市全体の人口は減少すると推計されており、すでに中心市街地や中山間地では、人口減少や少子高齢化の進展が顕著です。

松本市の位置(又は地勢)



図または photo



松本市の人口推移



(資料: 国勢調査、日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計))

【参考】 国勢調査の公表予定・見込み
R 2.10 国勢調査
R 3.6 速報値(男女別人口及び世帯数(市区町村))
R 3.11 確定値(人口等基本集計(人口、世帯数等/市区町村))
R 5.3 社人研地域別将来人口推計(市町村別)

(4) 土地利用や都市基盤

市街地では歴史と文化を感じられるまち並み整備や地域の特色を活かした都市基盤整備を積極的に進めてきましたが、空き地や空き家が増加するなど、低密度化が進んでいます。

一方、郊外部や中山間地の一部では、農林業就業者の高齢化や担い手不足が進行し、耕作放棄地の増加や森林の荒廃などが懸念されています。

また、都市の骨格を形成する都市計画道路については、必要性の高い路線の整備を推進する一方で、長期に渡り整備未着手で、今後も整備の必要性が低い路線は見直すこととしました。令和元年11月には、2路線（城山新井線・松本朝日線）の一部を初めて廃止しました。

中心市街地の低密度化
や中山間地の荒廃農地等

(5) 都市計画

昭和2年に当時の松本市と本郷村を合わせて松本都市計画区域が、平成7年に旧波田町では波田都市計画区域が、平成14年に旧梓川村では梓川都市計画区域が決定され、このうち松本都市計画区域は昭和46年に区域区分(市街化区域及び市街化調整区域の線引き)が決定されました。

その後の市町村合併により、平成22年に梓川都市計画区域を、平成26年に波田都市計画区域を松本都市計画区域へ統合し、それぞれ区域区分を決定することにより、土地利用格差を是正し、一体の都市として整備を推進してきました。

市街地における密度の高い土地利用と、郊外部における農林業等と調和した土地利用を推進してきたことにより、平成27年10月時点では、市域面積約4.1%の市街化区域に約71%の市民が居住し、市民及び都市圏全体を支える高次な都市機能や多くの商業施設等が立地しています。

本市の面積・人口

区 分	面積	人口
市域全体	97,847ha	243,293人
都市計画区域	30,191ha	236,047人
市街化区域	4,008ha	172,952人
市街化調整区域	26,183ha	63,095人
都市計画区域外	67,656ha	7,246人

人口は平成27年国勢調査

平成29年策定（平成31年一部改定）した松本市立地適正化計画では、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定め、集約型都市構造の実現に向けて市街化区域内におけるメリハリのある土地利用を誘導し、既存の都市機能や公共交通等の持続可能性を高め、そのことにより区域外に暮らす住民の生活利便性の維持・充実に寄与する方針を定めました。

2 都市づくりの課題

旧計画に示した「都市づくりの課題」をもとに、松本市の現況や全国的な課題等を踏まえ、上位計画・関連計画との整合を図りつつ、これからの都市づくりの課題を抽出します。

新 新たな課題 継 継続的な課題 改 一部見直した課題

(1) 自然や歴史的資源の保全と活用

継 松本市の貴重な自然資源の保全とこれら資源を活かした市の魅力づくり
継 松本城等の歴史文化資源を核とした中心市街地全体の魅力と回遊性の向上
改 優良農地、自然環境の保全と地域の実態に応じたきめ細かい土地利用コントロール

- ・美ヶ原高原や北アルプスの山岳などは本市が誇る自然資源ですが、近年は観光客が減少傾向にあり、国内外に向かって市の魅力を広く発信していくためにさらなる活用が求められます。また、その雄大な自然の麓に広がる田園地帯や里山ではミニ開発や農地荒廃などが進展し、かつての田園景観が失われつつあります。
- ・中心市街地では、歴史や文化を活かしたイベント開催や新たに旧開智学校校舎が国宝指定されたことなどにより、近年は観光客などが増加しました。今後は、2つの国宝が存在するエリア全体の魅力向上、中心市街地内の歩行者空間の充実など、関連する取組みを強化する必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を機に、大都市一極集中の流れに変化が生まれつつあるなかで、自然や地域に根差した豊かさを求める価値観への転換やライフスタイルの多様化を見据え、自然や歴史資源をより一層保全・活用した都市づくりが課題となっています。

(2) 都市全体と各地域における活力の維持

改 生活利便性の高い市街地・集落への緩やかな居住誘導
改 中心市街地や既存住宅団地におけるリノベーションの推進
改 生活、産業、観光等多様な分野を通じた市街地と郊外部の連携強化
新 市内35地区の特性を踏まえたきめ細かいまちづくりの推進
新 郊外部における地域コミュニティの維持
新 地域資源(スポーツや温泉、観光など)を活用した健康づくりの推進

- ・中心市街地には、市民生活や都市圏全体を支える高次な都市機能や多くの商業施設等が集積し、広域的な求心性を有していますが、既成市街地では低密度化が進展しており、賑わいの減少や

都市圏全体の活力低下が懸念されます。

- ・中山間地では、急速に人口減少や少子高齢化が進展しています。空き家を活用した移住などを推進し従来の地縁を超えた新たな絆を求める志向も育ちつつありますが、一部では住み慣れた地域で安心して暮らすことや文化・伝統の伝承が困難になりつつあります。
- ・市街地が持つ利便性や拠点性を都市全体で享受できるようにするとともに、地域の資源や特色を活かしつつ、身近な生活圏に地域活力を支えるための機能集積等を進めることによって、都市全体と各地域における活力を維持することが課題となっています。

(3) 集約型都市構造実現に向けた立地誘導

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 改 | 都市機能誘導区域における都市機能の立地誘導 |
| 新 | 郊外部の拠点における身近な生活に必要な都市機能の維持 |
| 継 | 中心市街地で発生する空き地・空き家を活用した防災性向上に向けた取組みの推進 |
| 継 | 新たな産業立地を誘導する産業団地の確保・整備 |
| 改 | 都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定を踏まえた土地利用配置の見直し |

- ・これまでも集約型都市構造の実現を目標に掲げ、立地適正化計画（平成 29 年策定、平成 31 年一部改定）や総合交通戦略（平成 27 年策定、令和 3 年改定予定）、地域公共交通網形成計画（平成 28 年策定）などにより、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の根幹となる「拠点」と「ネットワーク」の維持・強化に向けた具体的な取組みを推進してきました。
- ・近年の AI・ICT の劇的な進化は、市民生活や経済社会に大きな変化をもたらしつつあり、柔軟な働き方や遠隔教育などの普及は、人口などの地域的偏在を是正する可能性があります。
- ・今後の都市づくりにおいては、更なる技術革新の進展や普及を見据えつつ、立地適正化計画に定めた誘導区域への都市機能や居住人口の維持・誘導や、市街化区域以外における拠点形成等を一体的に推進することによって、市域全体の持続可能性を高める立地誘導を推進することが課題となっています。

(4) 広域及び地域を結ぶ交通ネットワークの充実

- | | |
|---|---------------------------------|
| 改 | 広域交通ネットワーク整備を踏まえた環状放射道路網の強化 |
| 継 | 多様な利用者のニーズに対応したきめ細かい公共交通サービスの提供 |
| 継 | 公共交通ネットワークによる地域間連携の強化 |
| 継 | 自家用車を利用しなくても安全・快適に暮らし続けられるまちづくり |
| 継 | 中心市街地における歩行者・自転車空間の拡大 |

- ・中心市街地を取り囲む環状道路や放射道路が整備の途中にあるため、市街地の一部の道路では、通過交通等が原因となる交通混雑が発生しています。
- ・市内の移動は、依然として約7割を自動車に依存しています。中心市街地では、歩行者・自転車・公共交通を優先した利用への転換を推進する一方で、郊外部の生活には自動車利用が不可欠であり、自動車と公共交通などをスムーズにつなぐ交通体系の構築が求められています。
- ・信州まつもと空港の利用者は近年増加傾向にあります。将来的なりニア中央新幹線の開通や中部縦貫自動車道など広域的な道路網整備によって、隣接する市町村や県からのアクセスも見込まれることから、国内線の拡充と国際化により、さらに広域的な交流圏を拡大することが期待されます。
- ・A I ・ I C T や新たな生活様式の普及により、デジタル空間を通じたつながりが一般化する一方で、対面によるコミュニケーションはこれまで以上に大切にされ、過密な都市圏から地方都市に居住・就業・生産の場を移す動きも見られます。ゆとりと利便性を兼ね備えた地方都市として、広域及び地域を結ぶ交通ネットワークの充実が課題となっています。

(5) 安全で快適に生活できる都市づくりの推進

- | | |
|---|--------------------------------|
| 改 | 生活圏に快適性と安全性を生み出す公園の整備 |
| 改 | 被災後の迅速な復旧・復興を可能にする防災拠点の確保 |
| 継 | 市民等が主体となった緑化の推進、公園の整備及び維持管理の推進 |
| 継 | 治水機能と生物多様性に配慮した水辺空間の整備 |

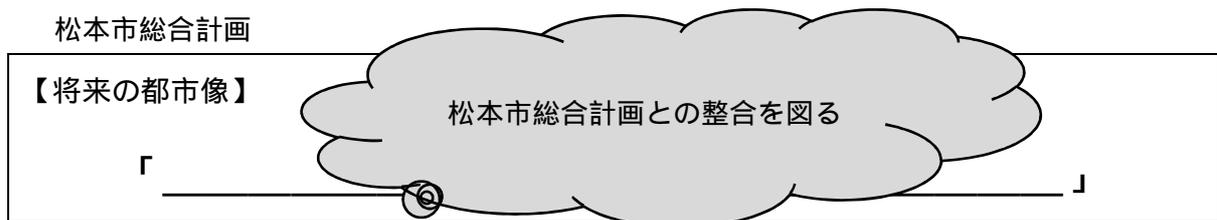
- ・近年の降雨は局地化・集中化し、全国的に洪水や土砂災害による被害が多発しており、気候変動により、今後もより頻繁化する可能性があります。また、平成23年の東日本大震災以降も、熊本地震や北海道胆振東部地震など、市街地の一部に壊滅的な被害をもたらす地震が相次いでいます。
- ・市街地の拡大に合わせて整備してきた道路や公園などのインフラは、加速度的に老朽化が進み、維持管理・更新費用も増加すると見込まれ、予防保全の考え方に基づきトータルコストの縮減・平準化が重要となっています。
- ・市街地を流れるいくつもの河川や市街地を取巻く山地や丘陵地、城下町のまち割を残す市街地のまち並みなどは、本市の魅力の一つですが、激化する自然災害の脅威を改めて認識し、持続可能なインフラのメンテナンス体制を構築することによって、安全で快適に生活できる都市づくりの推進が課題となっています。

第3 全体構想

1 都市づくりの将来像と基本理念

「松本市総合計画」(令和3年__月策定)では、本市の将来の都市像を「_____」
と掲げ、この将来像の実現に向けて、あらゆる分野の取組みを総合的に進めます。

都市づくりは長い時間をかけて積み重ねるものであり、これまでの積み重ねを継承しつつ、松本の潜在力を活かして、より積極的に「コンパクトな市街地形成の取組み」と「松本の豊富な資源を活かした都市づくり」を推進することによって、目指すべき将来の将来像を実現します。



松本市都市計画マスタープラン

【都市づくりの将来像】
「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」 ～「住む人」と「訪れる人」にとって魅力と活力にあふれる都市の構築～
【都市づくりの基本理念】
美しい環境や豊かな歴史と「共生」する
快適性・利便性・安全性を「持続」する
中枢中核都市として都市圏を「けん引」する
地域特性を活かして「独創」する

2 都市づくりの基本方針

都市づくりの課題を解決するため、都市づくりの基本理念を踏まえ、以下のとおり都市づくりの基本方針を定めます。

(1) 歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり

歴史的文化資源や美しい自然など、松本の魅力を最大限に活かす都市づくりを進めます。

恵まれた環境を活かした農林業の振興、高速交通網等を活かした工業・流通業の集積拡大、広域的な拠点性を活かした商業の活性化などにより、雇用の場や活力の創出へとつなげる都市づくりを進めます。

(2) 誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり

子どもから高齢者まであらゆる世代が安心して暮らせるよう、身近な生活圏の利便性の向上に重点を置いた都市づくりを進めます。

多様なライフスタイルに応じた暮らし方や働き方ができるよう、高度な都市機能が集積する中心市街地と、ゆとりある生活を提供する郊外部との連携を重視した都市づくりを進めます。

(3) 集約型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくり

既存のインフラや公共施設を最大限に有効活用し、必要な整備・開発に重点的に投資することで、財政負担や環境負荷が少ない効率的な都市づくりを進めます。

様々な機能が集積し利便性が高い中心市街地や鉄道駅周辺などと、郊外部の拠点を連絡する公共交通などを確保・強化し、都市全体の機能性を高める都市づくりを進めます。

(4) 自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり

潜在する災害リスクを未然に軽減する視点と、災害発生後の被害拡大を軽減する視点の両面から災害に強い都市づくりを進めます。

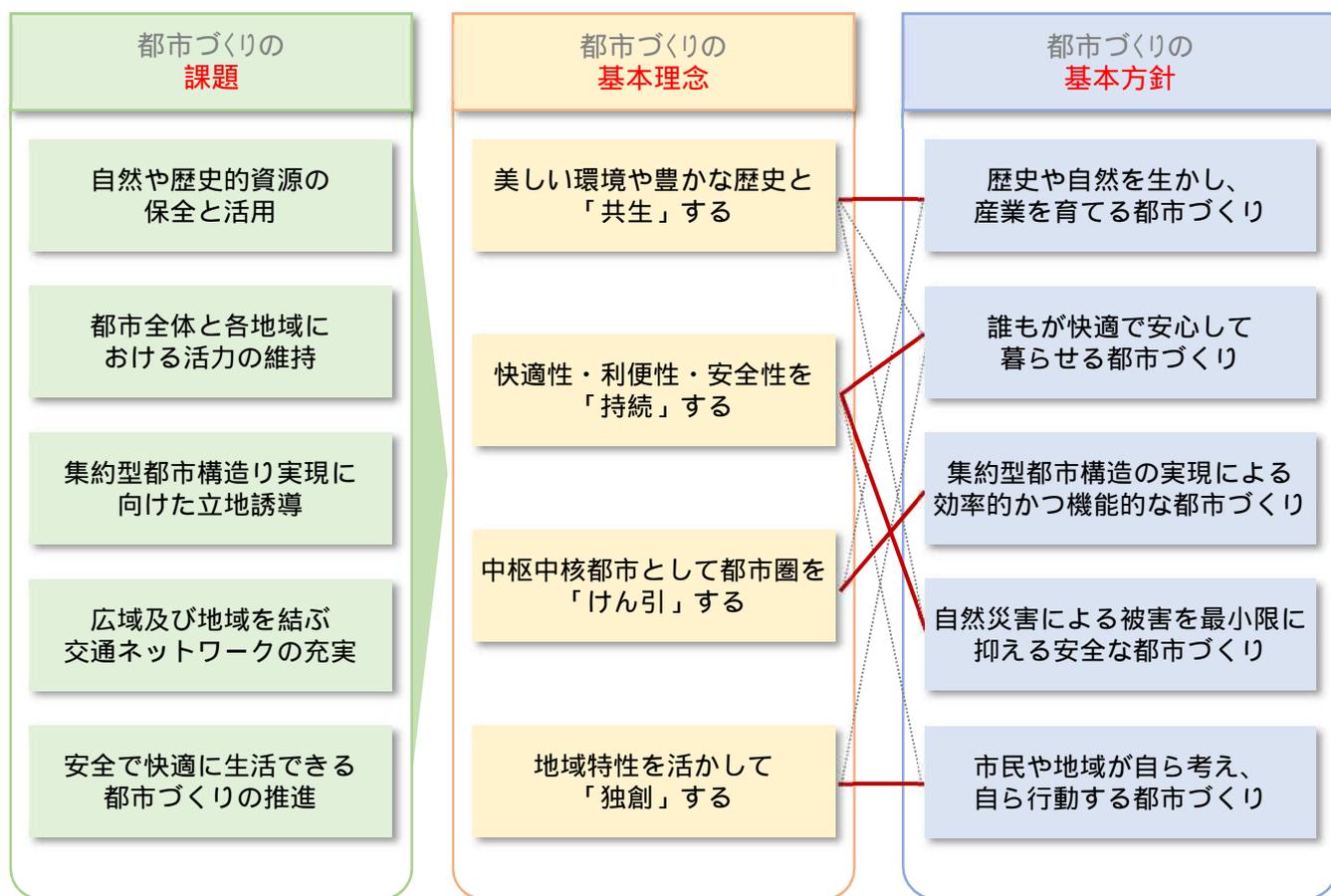
いかなる災害が発生しようとも、被害を最小限に食い止め、迅速な復旧・復興を可能にするため、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せや復興にむけた事前準備など、防災・減災を重視した都市づくりを進めます。

(5) 市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくり

地域が自立的・持続的に発展できるよう、都市全体を見据えた都市計画と、地域特性や住民意向を活かした地域づくりが連携した都市づくりを進めます。

市民や事業者が自主的かつ主体的に都市計画や地域づくりに参加する機会を拡大し、市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくりを進めます。

都市づくりの課題・基本理念・基本方針の関係



— 基本理念に特に関わりが深い基本方針
 基本理念に関わりがある基本方針

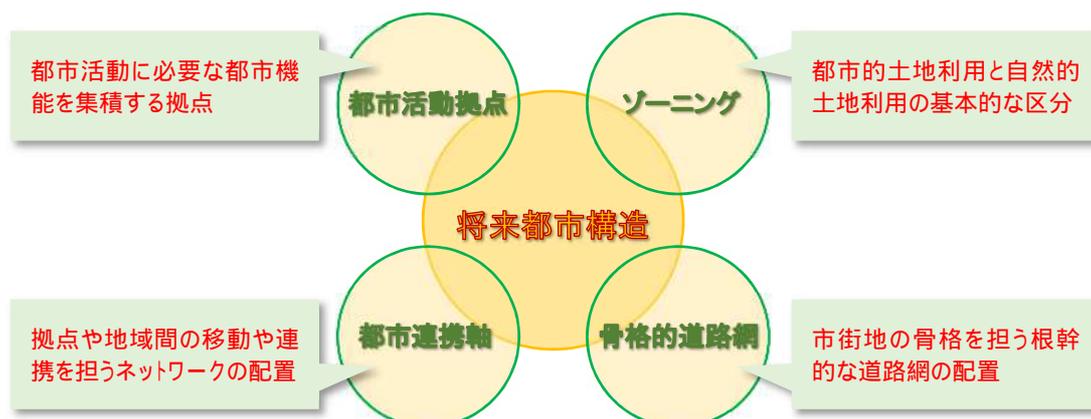
3 松本市が目指す都市構造

(1) 基本的な考え方

「都市構造」とは

都市構造とは、都市の骨格を概念的に示したものであり、都市空間を構成する4つの要素（都市活動拠点、都市連携軸、骨格的道路網、ゾーニング）で目指すべき都市の姿を表したものです。

松本市における都市構造の「構成要素」



都市構造の基本的考え方

本市は、地域の特性を活かした35地区を基盤とした地域づくりを土台としつつ、松本城～あがたの森～松本駅を中心に比較的コンパクトな中心市街地を形成し、主要な鉄道駅やバス停を中心に複数の拠点的なエリアを形成しています。また、鉄道等の公共交通や高速道路・幹線道路等を通じて、周辺自治体とも広域的な結び付きながら、行政界を超えて生活圏・利用圏を形成してきました。

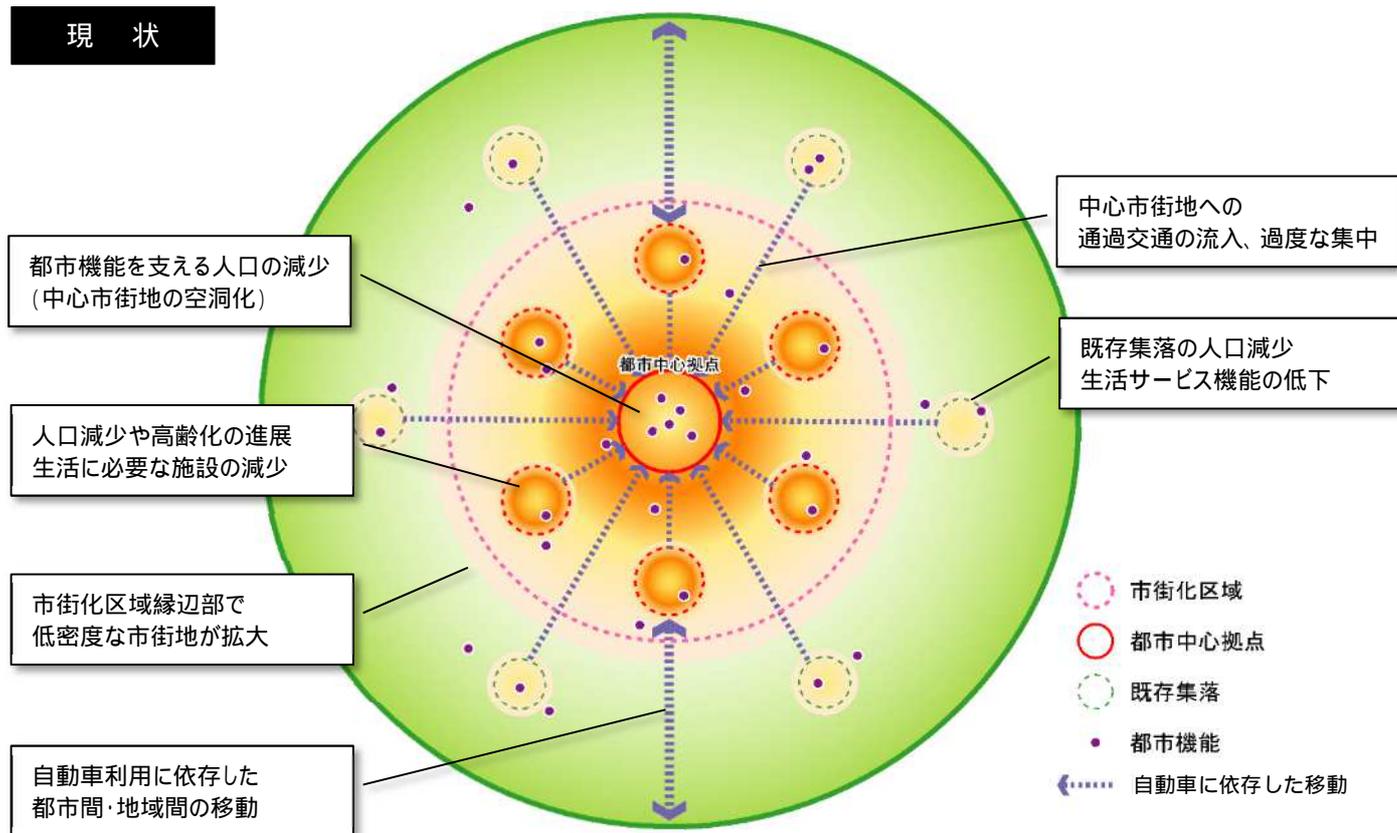
今後は、これまで培った既存ストックを有効活用して、利便性や魅力を備えた都市環境を維持するとともに、自然環境と共生する安全で快適な都市環境を創出することによって、様々な魅力や特性を備えた市域全体が持続的に発展できることが重要です。

この実現に向けて、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を基本として、中心市街地や鉄道駅周辺など、交通利便性の高いエリアに都市機能や人口の誘導を図りつつ、利便性の高いエリアと周辺地域拠点の連携を強化することを目指します。

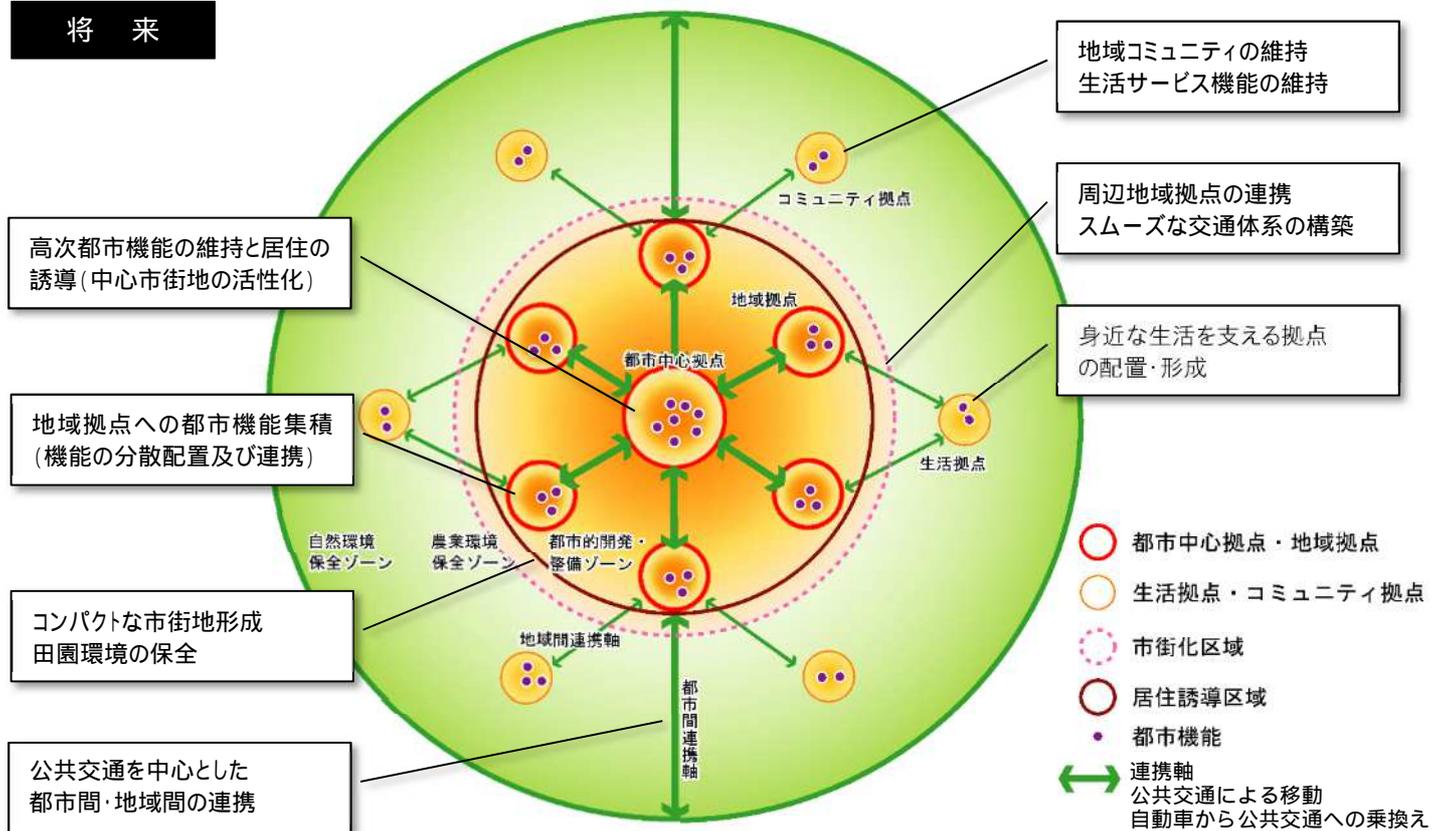
旧計画が掲げた「集約型都市構造」を更に発展し、コンパクトで利便性の高い市街地形成と、市内の複数の拠点的なエリアが相互に連携する「集約連携型都市構造」の実現を目指します。

松本市における集約連携型都市構造モデル(概念図)

現 状



将 来



(2) 基本的なまちづくりの方向性

都市機能誘導区域（都市中心拠点）のまちづくり

松本城～あがたの森～松本駅を中心とする中心市街地は、松本広域都市圏の中心拠点として多様で高次の都市機能を集約することで、利便性が高く、また文化を楽しめるまちを目指します。

松本城を始めとする史跡（歴史的建造物）の保全、美術館や市民芸術館などを利用した芸術活動の活発化、個性的な商業の振興、歩行者や自転車利用者優先に配慮した交通環境の改善などにより、松本の文化を楽しめるまちを目指します。住環境では、空き地や空き家などの有効活用を図り、多様な世代や世帯のライフスタイルに対応した中低層の住環境を目指します。

都市機能誘導区域（地域拠点）のまちづくり

主要な鉄道駅やバス停周辺は、地域拠点として生活サービス施設の誘導、充実を図り、拠点性の高い施設の維持誘導を行うことで、高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちを目指します。

地域拠点周辺には、身近な商店や、医療・福祉サービス施設等の配置を誘導します。住環境では、家族世帯が十分にゆとりを感じながら暮らせるような広さを持った中低層の住環境を目指します。

居住誘導区域や市街化区域内（生活拠点）のまちづくり

都市機能誘導区域や鉄道駅等にアクセスし易い範囲は、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように居住誘導を行うことで、良好な住環境の形成を図ります。

また、周辺地域への生活サービス提供を目指し、公共交通や生活サービス施設の維持・誘導を行う拠点を生活拠点とし、各地域を支える拠点として配置・形成します。

その他市街化区域内のまちづくり

その他の市街化区域内については、雄大なアルプスを背景とした、のどかな暮らしを楽しめるような低層の戸建て住宅を主体とした閑静なまちを目指します。

住宅地は、家庭菜園やガーデニングを楽しめるようなゆったりとした敷地をもち、また農地は、暮らしの身近な緑地として捉え、緑豊かなまちづくりを進めます。

市街化区域外（コミュニティ拠点等）のまちづくり

市街化区域外においては、地域の生活の中心となるコミュニティ拠点を配置し、公共交通や生活サービス施設の維持・誘導することで、地域コミュニティの維持と豊かな山林、田園、果樹園などの自然景観に囲まれた環境を大切にしたい暮らしができるまちを目指します。

既存集落では、コミュニティの維持・活性化のため、既存の空き家などの活用や、定住・移住を受け入れる施策をさらに推進するとともに、集落と地域拠点等を繋ぐ公共交通の維持・充実により、活性化を図ります。

(3) 将来の都市構造

都市活動拠点

都市機能の集積や都市活動を集中的に展開するエリアとして、次のとおり都市活動拠点を配置し、それぞれの役割に応じた誘導や整備を進めます。

都市活動拠点の種別と配置方針・誘導方針

種別	配置方針と誘導方針	
都市中心拠点	配置方針	中心市街地(松本城～あがたの森～松本駅)の都市機能誘導区域内に配置
	誘導方針	松本都市圏を対象とする高次都市機能の集積を誘導するほか、中心市街地として複合的な都市機能を誘導
地域拠点	配置方針	主要な鉄道駅やバス停(中心市街地以外)周辺の都市機能誘導区域内に配置
	誘導方針	周辺市街地への生活サービス提供を目指し、交通結節点機能の向上を図るとともに、各種都市機能及び人口を誘導
生活拠点	配置方針	市内14地域を単位とする生活圏において、地域の中心となるエリアに配置
	誘導方針	周辺地域への生活サービス提供を目指し、公共交通や生活サービス施設の維持・誘導と併せて拠点周辺の居住人口の維持を図ります。
コミュニティ拠点	配置方針	市内35地区を単位とする生活圏において、地区内での利便性とアクセス性の高いエリアに配置します。
	誘導方針	35地区の日常生活に必要な機能の確保を目指し、生活サービス施設の維持とコミュニティの維持を図ります。
産業・研究拠点	配置方針	西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地、倭工業団地、流通業務団地、松本大学、信州大学、奈良井川以西の外環状線沿線、高規格幹線道路IC周辺に配置します。
	誘導方針	大規模な工場・物流施設、研究機関の集積を維持・誘導し、周辺環境と調和する産業空間形成を進めます。
歴史・文化・観光拠点	配置方針	国宝松本城・国宝旧開智学校周辺、浅間温泉、美ヶ原温泉、白骨温泉、あがたの森、上高地、乗鞍高原、奈川高原に配置します。
	誘導方針	歴史・文化・観光資源の保全・活用、観光施設等の整備・充実を図るとともに、周辺地域と一体なった魅力向上や回遊性向上を図ります。
医療拠点	配置方針	信州大学医学部附属病院、相澤病院、まつもと医療センター松本病院、松本協立病院、丸の内病院、松本市立病院に配置します。
	誘導方針	平時及び災害時における医療機能確保のために、病院へのアクセス道路の確保、周辺の防災機能の向上、各病院の医療活動に必要な環境整備などを進めます。
自然交流拠点	配置方針	アルプス公園・芥子坊主山市民の森、中山丘陵一帯、三城一帯、松本平広域公園、美鈴湖、美ヶ原高原、四賀・奈川地区クラインガルテン、梓川ふるさと公園に配置します。
	誘導方針	良好な自然環境と調和したレクリエーションや自然との交流の場として整備・充実を図ります

都市連携軸

本市では、松本都市圏の中心都市として周辺都市間との移動・連携に必要なネットワークを「都市間連携軸」、市内の地域間や都市活動拠点間の移動・連携に必要なネットワークとして「都市内連携軸」を配置し、特に公共交通による連携強化に重点を置いて取組みを進めます。

都市連携軸の種別と配置方針・整備方針

種別	配置方針と整備方針	
都市間連携軸	配置方針	JR 篠ノ井線、JR 大糸線、中部縦貫自動車道、松本・佐久連絡道路、国道 19 号に配置します。
	整備方針	都市間を連絡する鉄道の利便性と、新たな高規格幹線道路や幹線道路の整備を通じてバスや自動車によるアクセス性を向上します。
地域間連携軸	配置方針	国道 143 号、国道 147 号、国道 158 号、松本和田線等の放射状道路に配置します。
	整備方針	都市中心拠点(中心市街地)と 14 地域の間を結ぶバスの維持・強化を図ります。

骨格的道路網

本市は、旧松本市を中心に郊外へ広がる放射型の道路網を構成しており、中心市街地とその周辺への通過交通の流入による自動車交通の集中が交通渋滞の一因となっています。

このような一極集中型の道路網を是正するため、本市の骨格的道路網は、市街地に集中する交通を分散し、円滑な交通流動を確保する環状放射型を基本とします。

骨格的道路の種別と役割及び整備方針

種別	路線	役割と整備方針	
環状道路	内環状線	役割	中心市街地への通過交通を軽減するための幹線道路
		整備方針	内環状東線のルート見直し(都市計画道路見直し)
	中環状線	役割	市街地内の移動交通を円滑に処理する幹線・補助幹線道路
		整備方針	合庁南先線、月見橋架替の整備推進
	外環状線	役割	郊外部へのアクセスや産業系土地利用を円滑に連絡する道路
		整備方針	出川浅間線(里山辺)の整備推進
放射状道路	国道 19 号	役割	隣接広域圏の連携と市街地交通緩和機能を持つ骨格的な南北道路
		整備方針	4車線化の促進、混雑箇所の改善
	国道 143 号	役割	上田市方面に連絡する幹線道路
		整備方針	歩道機能の強化、会吉工区整備推進、青木峠トンネルの事業促進
	国道 147 号	役割	大町市方面に連絡する幹線道路
		整備方針	道路施設の適切な維持管理・長寿命化
	国道 158 号	役割	高山市方面に連絡する骨格的な東西道路
		整備方針	奈川渡改良、狸平工区の整備推進
	国道 254 号	役割	上田市方面に連絡する幹線道路
		整備方針	道路施設の適切な維持管理・長寿命化
	松本和田線	役割	長和町方面に連絡する幹線道路
		整備方針	宮淵新橋上金井線の整備推進
	松本塩尻線	役割	塩尻市方面に連絡する幹線道路
		整備方針	道路施設の適切な維持管理・長寿命化

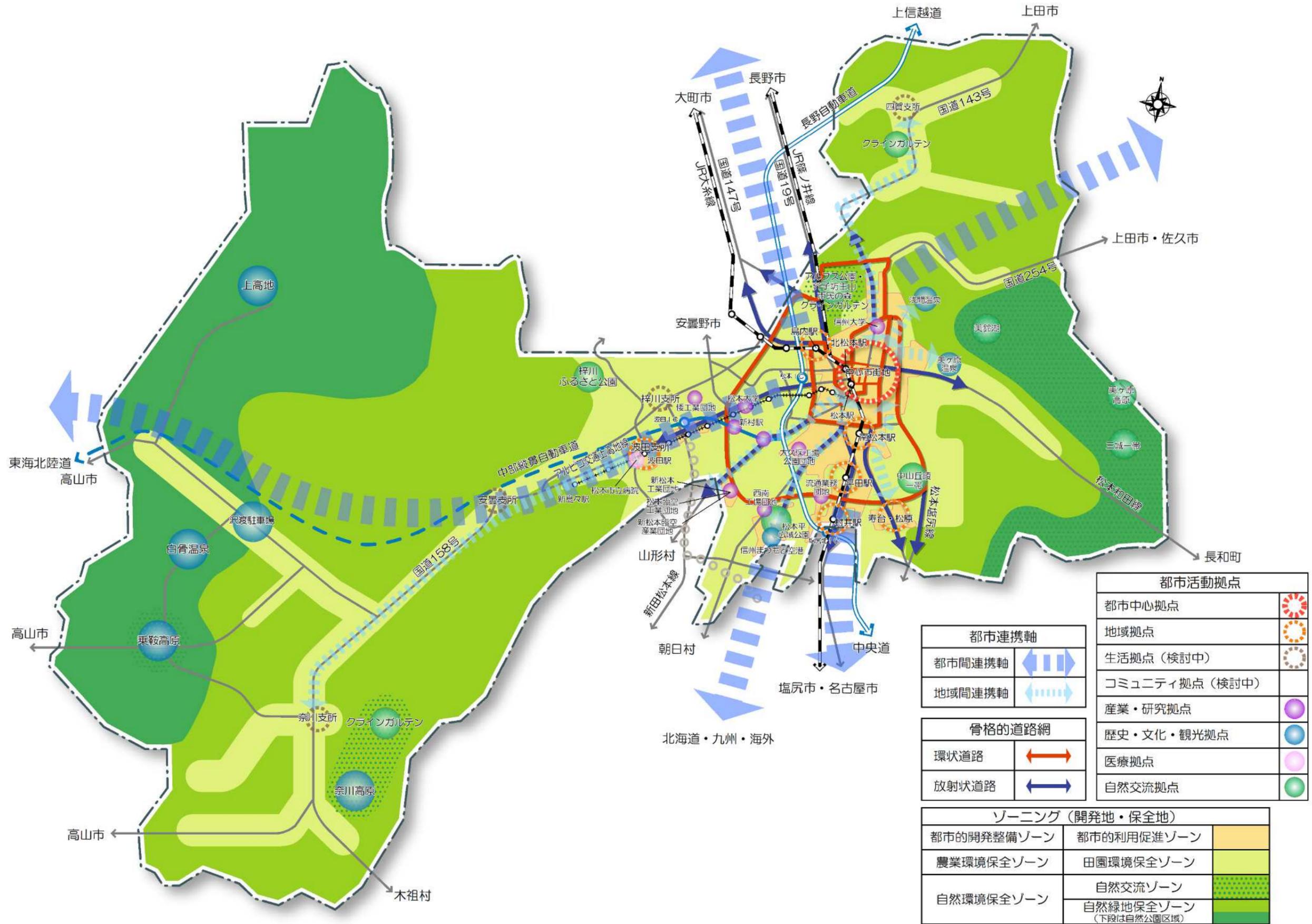
ゾーニング

自然環境の保全を優先すべき区域、市街地や都市基盤の整備を進める区域、そして都市と自然の調和・共生が必要となる区域を明確にするため、次のようなゾーニングを設定します。

ゾーニングの種別と配置・整備等の方針

種別		配置方針と整備又は保全の方針	
都市的開発・整備 ゾーン	配置方針	市街化区域を基本に配置します。	
	整備又は 保全の方針	用途地域等の土地利用規制、市街地開発事業、都市施設の整備等を通じ、積極的に都市環境の形成を促進します。	
農業環境保全 ゾーン	配置方針	市街化調整区域を基本として配置します。	
	整備又は 保全の方針	無秩序な市街地の拡大は抑制しつつ、優良農地や自然環境を保全し、都市と自然が調和・共生する田園集落の環境整備を進めます。	
自然環境保全 ゾーン	自然交流 ゾーン	配置方針	市民の憩いやレクリエーション及び自然とのふれあいの場として保全・活用すべき市街地郊外の良い緑地に配置します。
		整備又は 保全の方針	市街地郊外の良い緑地の保全を図りつつ、交流・レクリエーション施設の整備など、都市と自然が調和した空間づくりを進めます。
	自然緑地保全 ゾーン	配置方針	市域の東側と西側に連なる丘陵・森林地帯に配置します。
		整備又は 保全の方針	国立公園・国定公園、保安林、風致地区等の指定を通じて、動植物の生息生育空間の保全を図ります。

将来都市構造図



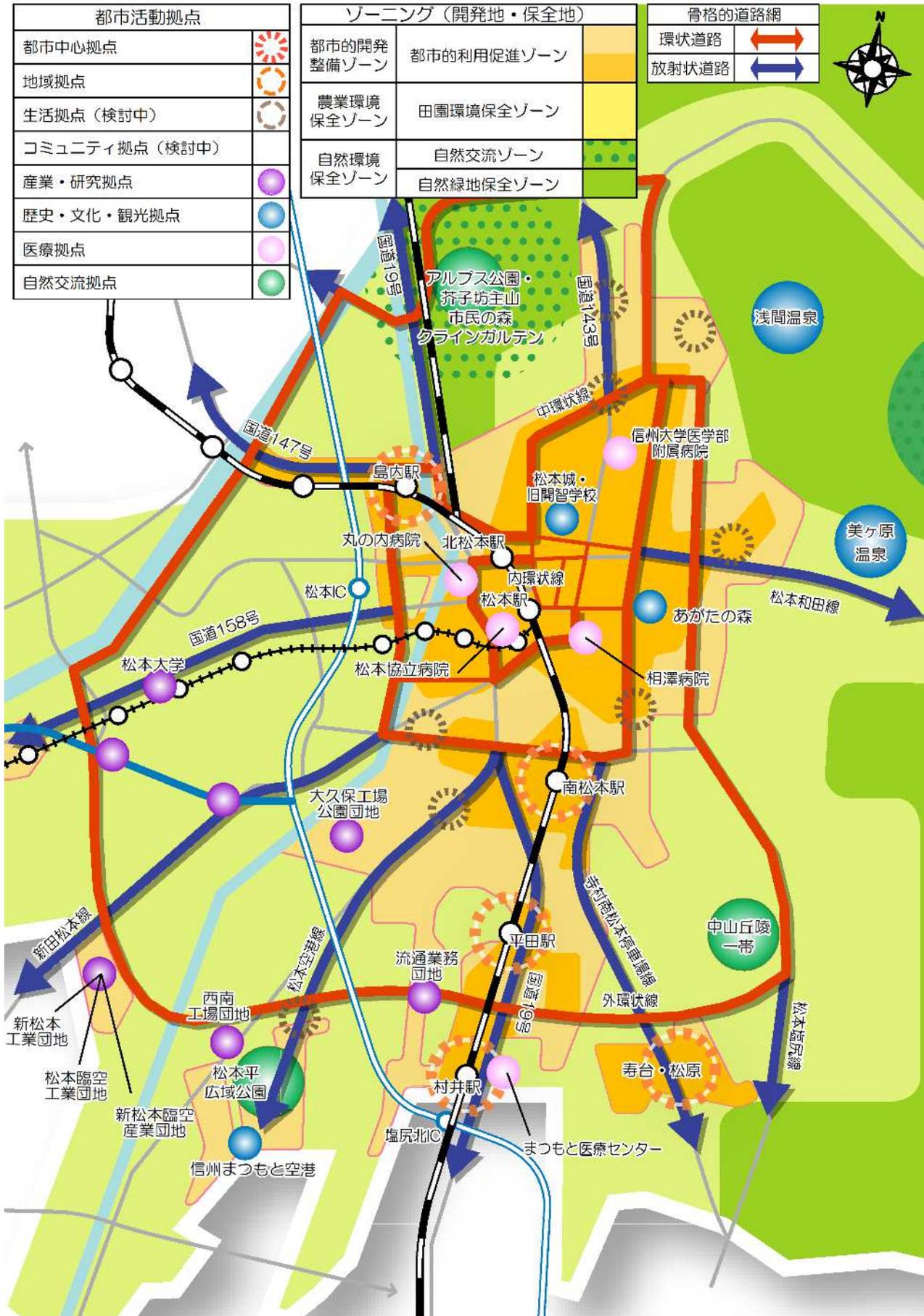
都市活動拠点	
都市中心拠点	
地域拠点	
生活拠点（検討中）	
コミュニティ拠点（検討中）	
産業・研究拠点	
歴史・文化・観光拠点	
医療拠点	
自然交流拠点	

都市連携軸	
都市間連携軸	
地域間連携軸	

骨格的道路網	
環状道路	
放射状道路	

ゾーニング（開発地・保全地）	
都市の開発整備ゾーン	都市的利用促進ゾーン
農業環境保全ゾーン	田園環境保全ゾーン
自然環境保全ゾーン	自然交流ゾーン
	自然緑地保全ゾーン (下段は自然公園区域)

将来都市構造図(市街地エリア)



4 分野別の都市整備の方針

4 - 1 土地利用の方針

(1) 現況と課題

中心市街地では、歴史的なまち割りやまち並みを生かしたまちづくりを進めてきました。また、三の丸地区においては、歴史や文化を感じ、歩行者の回遊性を高める整備を進めています。しかし、中心市街地における人口減少や空き家の発生は以前としてみられることから、今後も地域と一体となった中心市街地活性化の取組みや高次の都市機能の集積を進めていく必要があります。

市街化調整区域や都市計画区域外では、地域コミュニティが比較的維持されている農村集落がある一方で、中山間地の集落では人口減少・少子高齢化が急激に進みつつあるなど、地域の実態に応じてよりきめ細かい土地利用の規制・誘導が必要な状況となっています。

今後は、地域特性や目指す方向性に応じた土地利用区分を明らかにし、用途地域以外の地域地区や地区計画等も積極的に活用しながら、土地利用の変化や地域のまちづくり意向に応じて、より柔軟かつ迅速に土地利用の規制・誘導の内容を見直していく必要があります。

(2) 基本方針

方針 1 都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進

将来にわたって都市的な利便性と豊かな自然環境の両者を持続的に享受できるよう、これまでの市街地形成の経緯や、地形条件や交通条件、人口や産業の集積状況等を総合的に考慮し、長期的な視点に立って計画的な土地利用を進めます。

方針 2 都市的土地利用の有効利用・高度利用

自然環境や農地を積極的に保全・活用することで、将来世代に負担を残すような新たな市街地の拡大を減らし、これまでインフラや公共施設の整備を進めてきた市街地における土地の有効利用・高度利用を促進します。

方針 3 複合的な土地利用を通じた魅力の創出

住宅、商業・業務、産業などの用途が適切に配置された複合的な土地利用を誘導することで、安全と安心、利便性と快適性、賑わいと活力に満ちた魅力的な市街地の形成を目指します。

(3) 土地利用方針

将来の都市構造で設定した各ゾーンの土地利用区分と配置の方針を次のように定めます。なお具体的な土地利用配置に当たっては、上位・関連計画との整合を図り、その区域を決定します。

1) 都市的開発整備ゾーン

商業・業務系土地利用

a 中心商業業務地区

JR 篠ノ井線と内環状線に囲まれる松本駅東側の中心市街地を「中心商業業務地区」として位置づけます。

中心商業業務地区では、高次都市機能の集積を積極的に進めるとともに、「商都松本」にふさわしい質の高い商業・業務環境の形成を進めます。また、松本城や蔵のあるまち並みなどの歴史・文化を活かして、地区内での歩行者の回遊性向上を図ります。

b 都市型複合業務地区

中心商業業務地区の外縁部において官公庁施設や業務施設が集積する松本駅周辺の都市機能誘導区域を「都市型複合業務地区」として位置づけます。

都市型複合業務地区では、各種業務施設と中高層の都市型住宅から構成される高密度な土地利用の形成を進めます。

c 複合業務地区

国道19号沿道及び松本駅西側から長野自動車道松本ICに至る市街地を「複合業務地区」として位置づけます。

複合業務地区では、業務施設、物流施設、都市型工業施設及び都市型住宅からなる複合的・多機能な土地利用の形成を進めます。

d 地域商業地区

都市機能誘導区域に設定された南松本駅、平田駅、村井駅、波田駅、島内駅周辺、及び寿台・松原周辺のうち商業系用途地域が指定された範囲を「地域商業地区」として位置づけます。

地域商業地区では、各都市機能誘導区域で設定した誘導施設の立地誘導を図ることで、商業・医療・福祉などの生活サービス機能が集積する商業地の形成を進めます。

e 学術・医療地区

信州大学周辺及び相澤病院周辺を「(仮)学術・医療地区」として位置づけます。

(仮)学術・医療地区では、既存の学術・医療機関の機能維持を図るとともに、さらなる機能の充実に向けて、土地利用規制の見直しや周辺の都市基盤整備など、必要となる対策を検討・推進します。

f 健康・スポーツ地区

浅間温泉・美ヶ原温泉及び周辺のスポーツ施設一帯を「(仮)健康・スポーツ地区」として位置づけます。

(仮)健康・スポーツ地区では、滞在型の観光施設の整備・充実、スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を通じ、温泉施設と連携した健康づくりのための空間形成を進めます。

産業系土地利用

a 工業地区

西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地及び新松本臨空産業団地などの大規模産業団地と、工業専用地域が指定された一団の工業用地を「工業地区」として位置づけます。

工業地区では、製造業を中心とした企業の集積を維持するとともに、操業環境向上に向けた基盤整備、周辺環境と調和した産業空間の形成を進めます。

b 流通業務地区

松本市公設地方卸売市場を中心とする地区を「流通業務地区」として位置づけます。

流通業務地区では、地区内及び周辺の操業環境向上により、流通機能の維持・増進を図ります。

c 複合産業地区

奈良井川以西の外環状線沿線、松本波田道路追加インターチェンジ周辺及び松本インターチェンジ周辺を「複合産業地区」として位置づけます。

複合産業地区では、今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据えつつ、市の産業政策と連携した計画的な産業基盤整備及び産業施設の集積を進めます。

住宅系土地利用

a 都市型住宅地区

中環状線内に形成された住宅地を「都市型住宅地」として位置づけます。

都市型住宅地区では、低未利用地活用及び土地の高度利用を通じて中高層の都市型住宅地の形成を進めるとともに、生活利便性を活かした積極的な居住誘導を図ります。

b 低層住宅地区

中環状線外に形成された住宅地を「低層住宅地区」として位置づけます。

低層住宅地区では、周辺の自然環境や景観資源にも配慮しつつ、戸建て住宅を主体とするゆとりと潤いのある居住環境の形成を進めます。

c 緑農住宅地区

既存市街地に連担する都市的利便性の高い村井駅周辺の東田地区を「緑農住宅地区」として位置づけます。

緑農住宅地区では、農業的土地利用と調整を図りながら、計画的な住居系市街地への整備・誘導を図ります。

2) 農業環境保全ゾーン

a 田園集落地区

市街地周辺の平野部に形成された農地及び農村集落地を「田園集落地区」として位置づけます。

田園集落地区では、優良農地の保全を図るとともに、農村集落地の生活環境の維持・向上を図ります。また、農村集落地のコミュニティを維持する観点から、各地区の人口や各種施設の集積状況を考慮して生活拠点又はコミュニティ拠点を配置し、これら拠点を中心に生活サービス機能の維持・誘導、公共交通の維持・強化を図ります。

b 山間集落地区

中山間地に形成された農地及び農村集落地を「山間集落地区」として位置づけます。

山間集落地区では、比較的小規模な農地の生産性向上に努めるとともに、農村集落地の生活環境の維持・向上を図ります。また、農村集落地のコミュニティを維持する観点から、農林業以外の産業との連携や市街地との連携を通じて地区の活性化を図ります。

3) 自然環境保全ゾーン

a 公園緑地

中部山岳国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園やアルプス公園、松本平広域公園、城山公園、松本城公園、あがたの森公園、梓川ふるさと公園等の計画的に整備された公園緑地及び芥子坊主山市民の森周辺、弘法山古墳周辺の緑地を「公園緑地」として位置づけます。

公園緑地では、良好な自然環境と調和したスポーツ・レクリエーション、自然との交流及び市民の憩いの場としての充実を図ります。

b 森林・丘陵緑地

市域を取り囲む森林・丘陵地を「森林・丘陵緑地」として位置づけます。

森林・丘陵緑地では、良好な自然環境を保全するとともに、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、水源涵養機能、土砂災害防止機能、景観形成機能及び森林生産機能の維持・増進を図ります。

(4) 課題に応じた土地利用方針

地区の実態に応じたきめ細かな土地利用規制・誘導

- 今後重点的に都市機能や居住の誘導を進める都市機能誘導区域・居住誘導区域においては、拠点性向上や居住環境向上に資する都市機能の集積・誘導に対して必要かつ効果的と判断される場合は、適切な用途地域への見直しを検討します。
- ターゲットとする誘導施設の立地や機能拡充など、各地域のまちづくりを実現するために、既存の土地利用規制の緩和が必要かつ効果的と判断される場合は、周辺地域への影響等も考慮しながら、用途地域の緩和や緩和型地区計画の導入を検討します。
- 基盤整備の進捗や社会経済情勢の変化等によって、現在の用途地域等の土地利用規制と土地利用の実態に乖離が生じている場合、現在の建物立地状況や将来の土地利用の方向性を踏まえつつ、きめ細かな用途地域等の見直しを検討します。

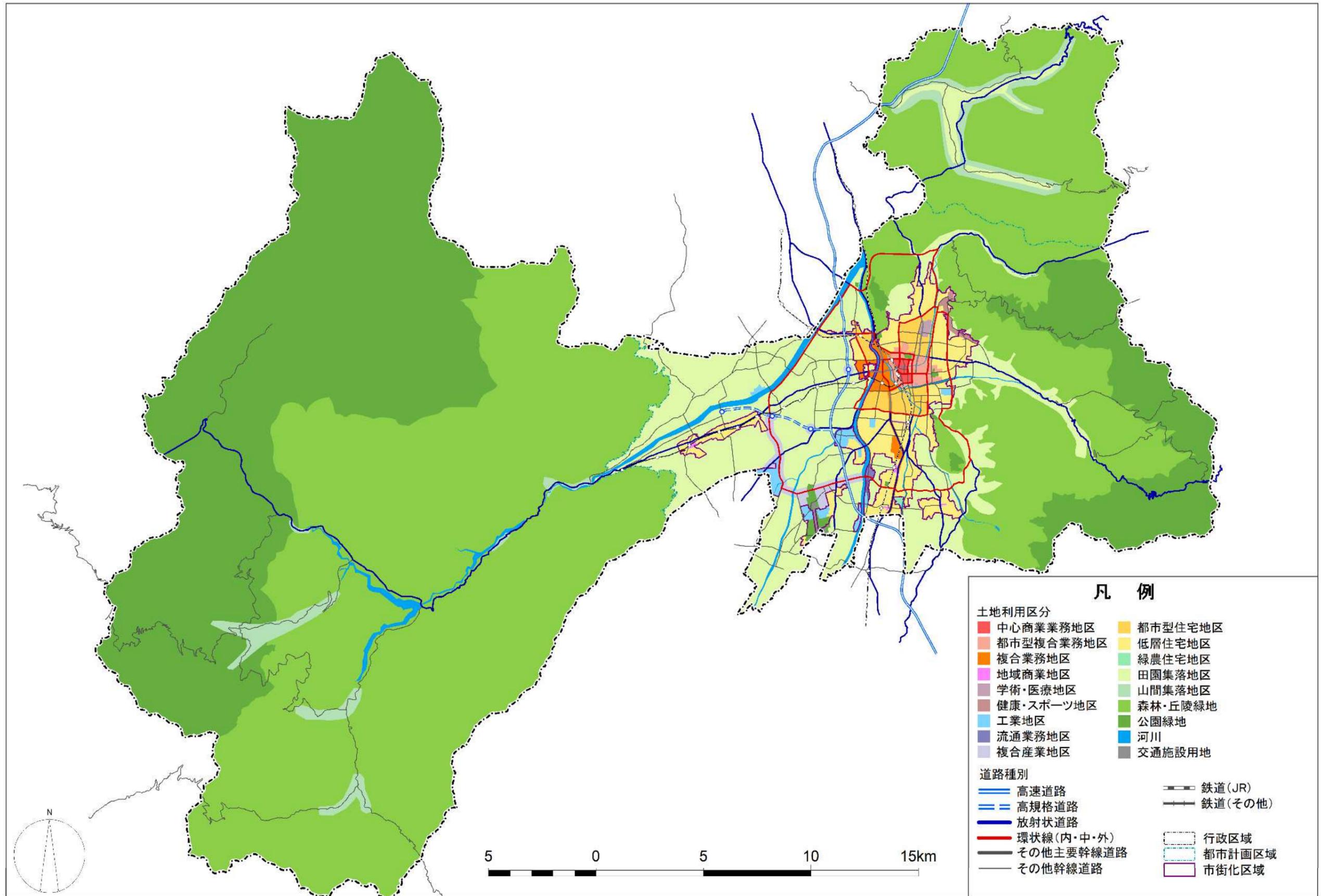
地区の特性を活かす土地利用の推進

- 中心市街地においては、城下町の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。
- 歩いて暮らせるまちづくりを進める中心市街地では、歩行者の回遊動線を阻害するような場所に駐車場出入口を設置しないようにするために「駐車場配置適正区域」を設定し、歩行者が安心して快適に移動できる空間を創出します。
- 河川の浸水想定区域や土砂災害のリスクの高い区域においては、自然災害による被害を最小限に抑えるために各種防災対策や避難対策等の強化を図るとともに、区域内の居住者に対する災害リスクの周知に努めます。
- 地震等による延焼火災の危険性が高い区域では、建築物の不燃化やオープンスペースの確保など、災害による被害を軽減するための土地利用を推進します。

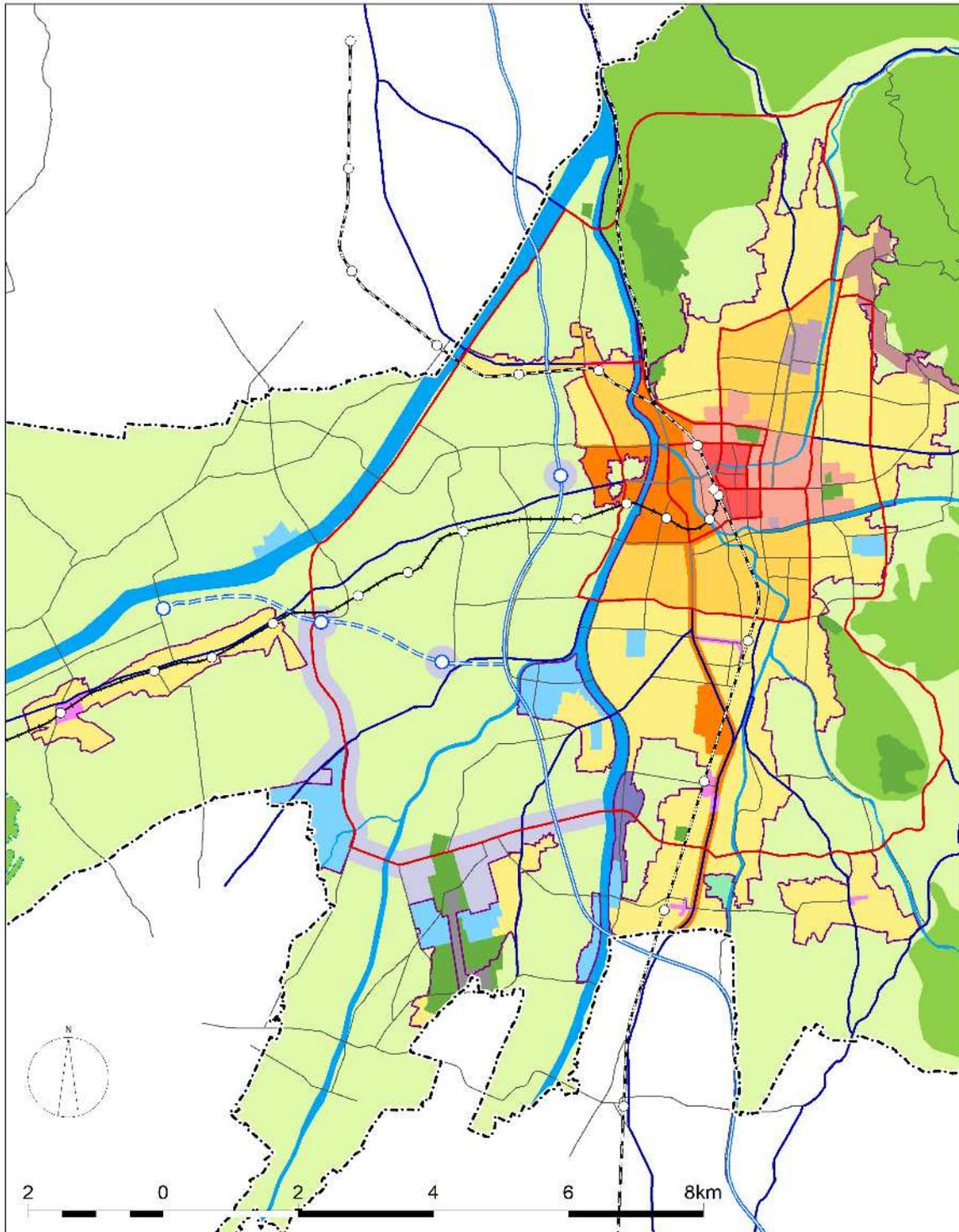
既存ストックの有効活用

- 「松本市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生予防と適正管理に向けた周知・啓発を進めるとともに、管理されていない空き家の自発的な除却を促進します。また、利活用が可能な空き家については、空き家バンクの構築等を通じて中古住宅の流通を促進します。
- 空き家除却後の空き地を含め、当面恒久的な利活用が見込まれない空き地については、地域住民が利用可能なまちかど広場、防災空地としての利活用を検討します。
- 公共施設全体の最適配置を進める過程で生じる未利用の公有地や公共施設跡地については、地域が抱える課題解消、民間事業者による有効活用など、積極的な利活用を検討します。

土地利用方針図



土地利用方針図(市街地エリア)



凡 例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 緑農住宅地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 河川 |
| ■ 複合産業地区 | ■ 交通施設用地 |

道路種別

- 高速道路
- 高規格道路
- 放射状道路
- 環状線(内・中・外)
- その他主要幹線道路
- その他幹線道路

- 鉄道(JR)
- 鉄道(その他)
- 行政区域
- 都市計画区域
- 市街化区域

4 - 2 交通体系の整備方針

(1) 現況と課題

松本都市圏の主要都市は南北方向に連坦し、広域的な交通流動は南北方向が主流です。このため松本都市圏総合都市交通体系調査(平成9年3月)及び長野県広域道路網整備基本計画(平成10年6月)などにおいて、都市圏全体では国道19号を主軸として東西に幹線道路を配置するラダーパターン(梯子型)を基本道路網とし、松本都心部周辺では市街地に集中する交通を分散し円滑な交通流動を確保する放射環状型を基本として整備を図ることとしています。

高規格幹線道路については、中部縦貫自動車道(松本波田道路)の整備に着工し、将来的な国道158号の混雑緩和と、北陸方面への移動時間短縮が期待されています。

国道19号については、渚から宮淵本村の拡幅事業を進め、環状道路(内・中・外)についても、(都)内環状北線や(都)出川浅間線などの整備を推進していますが、未整備区間が多いことから、国道19号や放射状道路に交通が集中し、日常的な道路渋滞が発生しています。

鉄道は、JR篠ノ井線、JR大系線及びアルピコ交通上高地線の3系統がありますが、篠ノ井線上りを除くと、それほど運行本数は多くありません。バスは、中心市街地のサービス水準は比較的高いものの、郊外部ではサービス水準が低く、特に中山間地域では生活様式にあわせたサービスの見直しが必要となっています。

都市の骨格を形成する幹線道路の整備を推進するとともに、市内各所における渋滞対策や、自家用車から公共交通や自転車への転換を促進することが課題となっています。

(2) 基本方針

方針1 広域交通ネットワークによる国内外との交流促進

長野県唯一の空の玄関口である信州まつもと空港の拡充及び利便性向上を図るとともに、中部縦貫自動車道(松本波田道路)などの高規格幹線道路の整備により、国内外にわたる広域的な交流・連携を促進します。

方針2 環状放射道路の重点整備

市民及び企業における物流需要の増大に対応し、市内の渋滞箇所の解消を目指すため、国道19号をはじめとする本市の環状放射道路の整備を重点的に進めます。

方針3 未整備都市計画道路の見直しと必要路線の重点的な整備

長期間未整備の都市計画道路について見直しを進めるとともに、地域産業の発展につながる道路、防災性向上に寄与する道路などに対しては重点的な整備を進めます。

方針4 公共交通・自転車・徒歩による移動を可能にする環境の整備

自家用車に過度に依存する交通体系から脱却し、公共交通への利用転換を進めるとともに、中心市街地や鉄道駅周辺等では、自転車・徒歩による移動を基本とするなど地域の特性に応じた環境整備を進めます。

(3) 整備方針

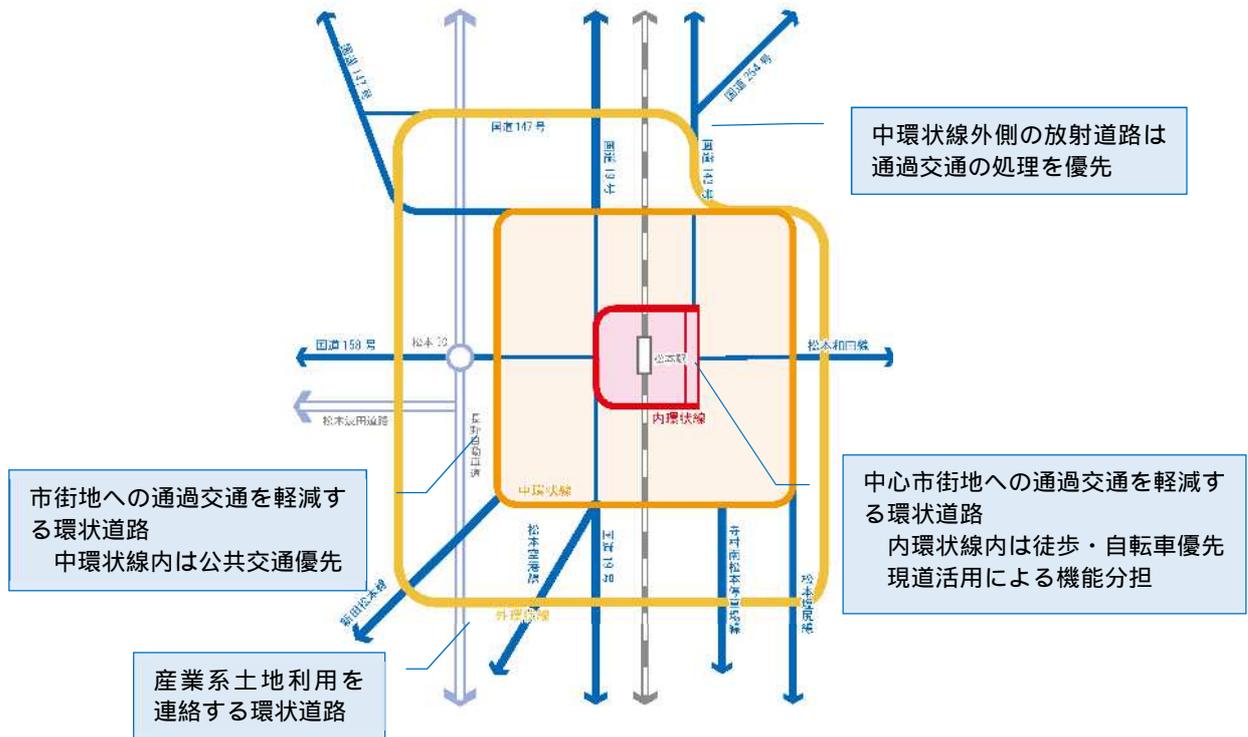
広域交通ネットワーク（空港、高速道路）

- 信州まつもと空港や長野自動車道などの既存の高速交通インフラも活用し、広域交通ネットワークの充実を図ります。
- 信州まつもと空港については、既存路線の拡充や新規路線の開設、空港国際化や機能拡充を働きかけていきます。
- 事業に着手した松本波田道路の整備を促進していくとともに、未着工となっている中部縦貫自動車道の整備に対しても要望していきます。

道路ネットワーク（幹線道路）

- 本市の骨格的道路網である環状放射道路については、市街地内の慢性的な交通渋滞解消や中心市街地内の通過交通抑制に対して効果のある路線・区間を中心として、優先的・重点的な整備を図ります。
- 未整備となっている都市計画道路小池浅間線区間（内環状東線構想）については、歴史を活かしたまちづくりとの整合性も図りながら、空間機能を重視した現道を活用する構想見直しを進めます。
- その他の幹線道路については、中心市街地における交通の円滑化効果が高い路線から優先的に整備を推進します。また、円滑な交通流動を図る上で効果が高い交差点や、交通渋滞を発生させているボトルネック箇所等に対して、重点的な整備・改善を推進します。
- 将来の公共交通ネットワークや土地利用を見据え、未整備となっている都市計画道路の見直しするとともに、健全な市街地形成や円滑な交通処理の観点から必要な路線に関しては、新たな都市計画道路の決定も検討します。

幹線道路の整備イメージ



公共交通ネットワーク（鉄道・バス）

○中央本線のあずさ号・しなの号など、大都市圏及び周辺主要都市からアクセスする鉄道の利便性向上を働きかけていきます。また、リニア中央新幹線の長野県駅、山梨県駅、岐阜県駅から本市に連絡する鉄道やバスなどの二次アクセスの充実を図ります。

○市内の主要な鉄道駅周辺では、引き続きパークアンドライド駐車場の設置拡大を進めます。また、松本駅・村井駅においては、駅施設の改修、駅前広場の整備により、交通結節点機能の向上を図ります。

○バスについては、都市中心拠点と地域拠点・生活拠点・コミュニティ拠点間を結ぶネットワークとして、現在の利用状況と将来の需要を踏まえ、運営体制の見直し（公設民営化・地域主導型公共交通）、運行路線の再編、運行本数・運行時間の見直しなどを検討します。

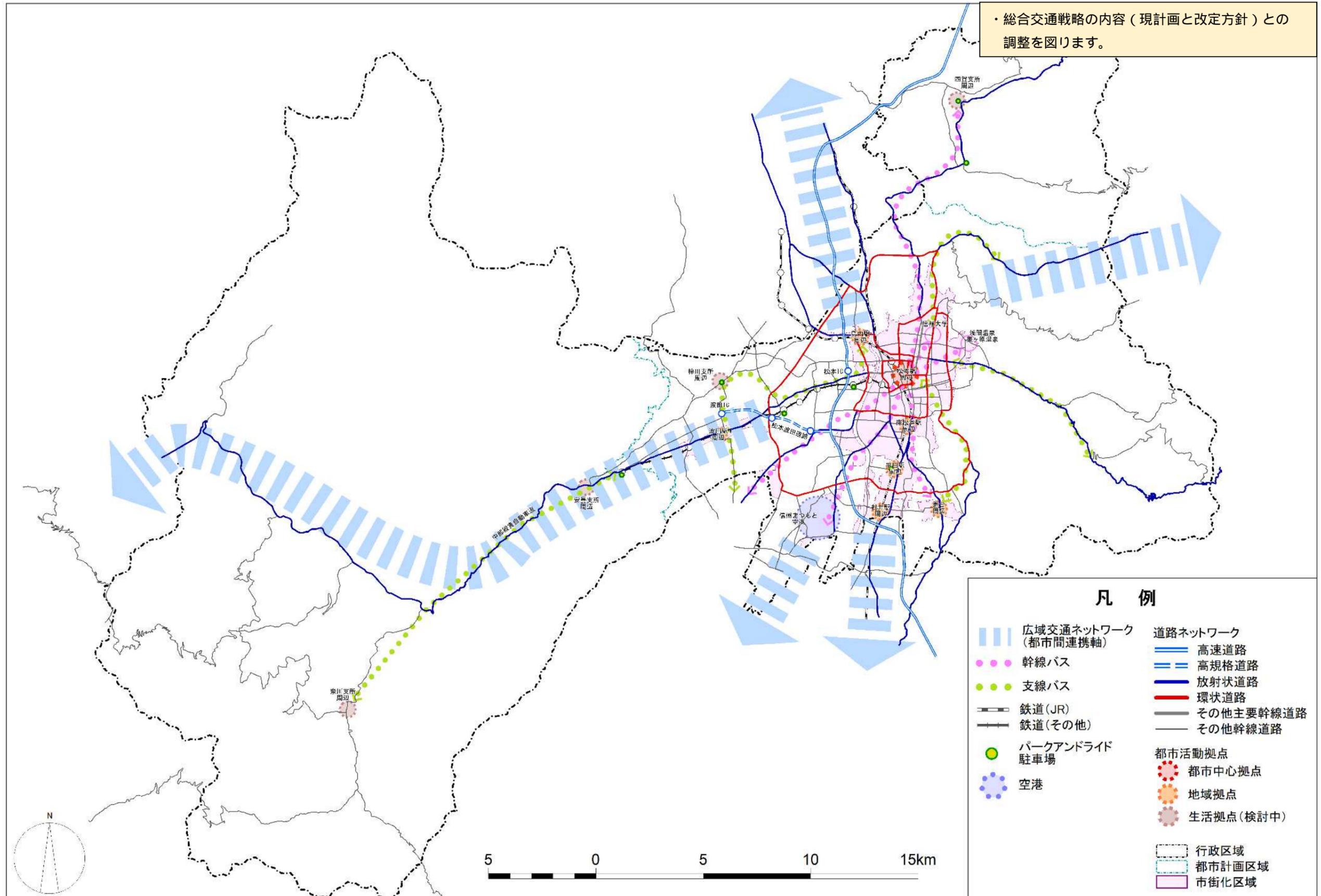
○あがたの森から松本駅へと延びるあがたの森通り（駅前通り）、松本城に向かう大名町通り・本町通りにおいては、歩行者・自転車が快適に利用できる環境整備やトランジットモール化について検討します。

ICT を活用したスマートシティの取組みや新たなモビリティサービスに関わる技術動向を踏まえ、交通システムの高度化を図ります。

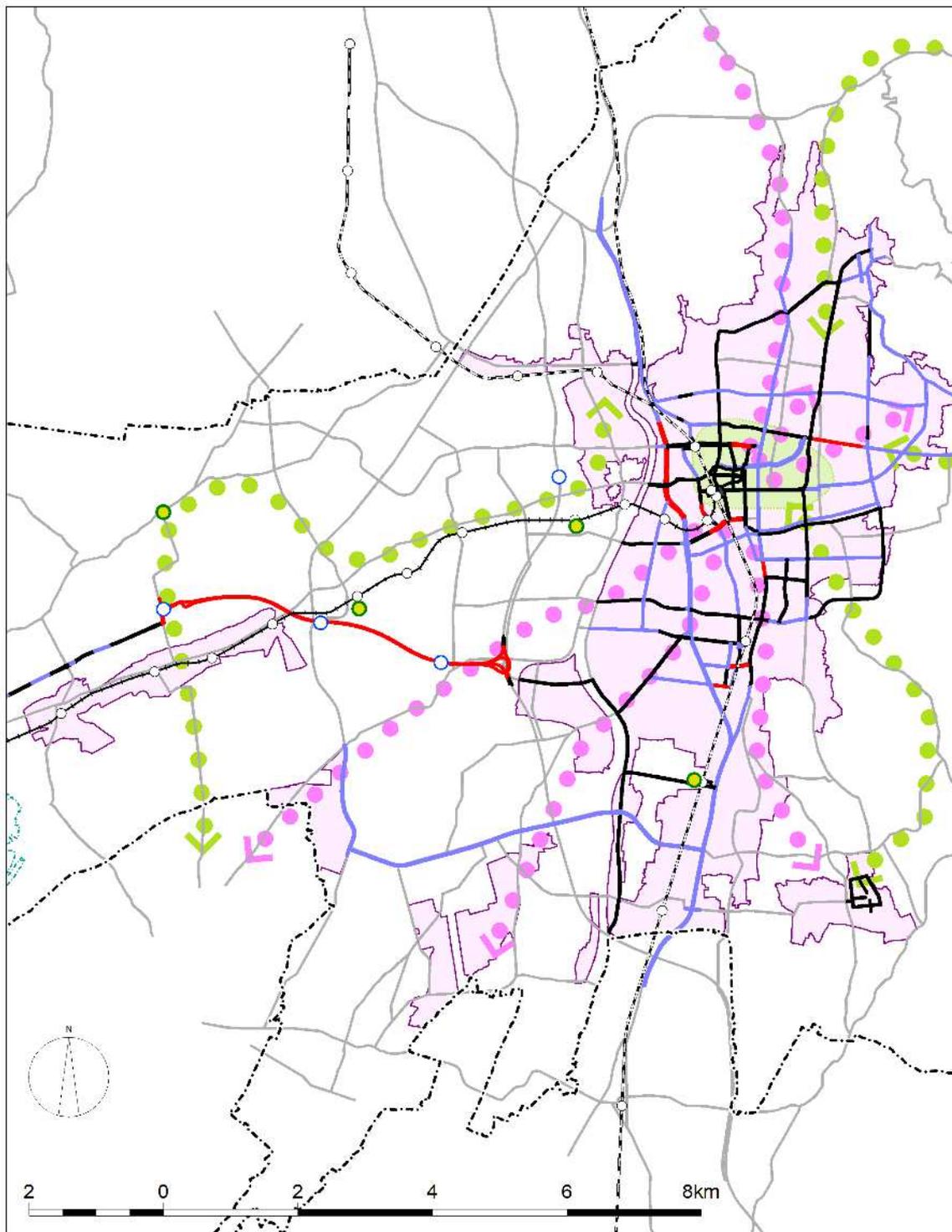
歩行者・自転車ネットワーク

- 松本城周辺をはじめとする中心市街地では、歩行者優先道路、歩行者共存道路の整備、市街地ゾーン 30 の設定を通じて、歩行者が安全で快適に移動できる空間の充実を図ります。
- 中心市街地における安全で快適な歩行空間の創出、歩行者の回遊性の向上や地域全体の活性化を図るため、地域と一体となった取り組みや中心市街地の周辺部（フリンジ）等への駐車場の誘導・集約化を進めます。
- 小中学校の周辺及び通学路等のうち、児童・生徒などの歩行者優先が必要な路線・区間において郊外ゾーン 30 の設定拡大を図ります。
- 中環状線外側の主要路線においては、中心市街地と周辺郊外部をつなぐ自転車通行空間の整備を進めます。
- 市民や観光客等の利用状況や需要等も踏まえつつ、市内の駐輪場やシェアサイクルステーションの設置拡大を図ります。
- 人に優しく、安全で安心な道づくりを推進するため、中心市街地や鉄道駅等を中心にユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

交通体系整備方針図



交通体系整備方針図(市街地エリア)



凡 例

- | | | |
|--------|---------------------|------------|
| 都市計画道路 | ●●●● 幹線バス | --- 行政区域 |
| — 整備済 | ●●●● 支線バス | --- 都市計画区域 |
| — 事業中 | — 鉄道(JR) | ■ 市街化区域 |
| — 未整備 | — 鉄道(その他) | |
| | ● パークアンドライド | |
| | ● 駐車場 | |
| | ■ 歩行者・自転車移動を優先するエリア | |

4 - 3 公園緑地の整備方針

(1) 現況と課題

本市発祥の「花いっぱい運動」の取組みは全国的に着実に拡大しており、平成 29 年には第 57 回全日本花いっぱい松本大会を、令和元年には第 36 回全国都市緑化信州フェアを開催しました。

近年の都市計画公園の整備は、小規模な公園の開設が中心であり、開設箇所数の増加に対して開設面積は大きく変化していません。今後は人口減少し一人あたりの都市公園面積は増加すると見込まれていることから、既存公園を適切に維持管理し、やすらぎ空間(レクリエーション機能)、災害時の安全性確保(防災機能)、魅力あるまち並み景観の形成(景観形成機能)及び都市環境等の保全(環境保全機能)などの機能が活用されるよう「質」を向上することが課題となっています。

(2) 基本方針

方針 1 歴史や文化を伝える水と緑の保全

松本市が育んできた歴史や文化を伝える水と緑を、市民・団体・事業者・行政の協働により次世代に引き継ぐとともに、担い手の育成も含めて持続可能な緑として保全を図ります。

方針 2 賑わいにあふれた緑地空間の創出・拡大

中心市街地では、井戸や湧水・水路等を活用した心地よい緑陰やオープンスペースを増やすことで、人々の賑わいにあふれた緑地空間の創出・拡大を進めます。

方針 3 快適性と安全性を備えた連続性のある質の高い緑の空間づくり

連続性のある緑の確保、複合的な機能を担う公園緑地の確保により、水と緑によって快適性と安全性を備えた「質」を重視した空間づくりを進めます。

(3) 整備方針

公園緑地

- 集約連携都市構造の構築を見据え、地域住民等による利活用が最大限に行われるよう、計画的に新規公園の整備や既存公園の改修を進めます。
- 国宝である松本城や旧開智学校、旧松本高等学校など、本市が誇る歴史的建造物と一体となった公園緑地について、その積極的な保全と活用を図ります。
- 新規公園の整備や既存公園の改修、公園の日常的な管理や運営にあたっては、市民・団体・事業者が参画できる機会の拡大を図ります。
- 市街地内に存在する独立樹林群、屋敷林や社寺境内地内の緑（鎮守の森）については、所有者等の理解や協力を得ながら、都市計画制度の活用も含めて計画的な保全に努めます。

緑のネットワーク

- 市街地及びその近郊の公園緑地や丘陵地などの緑地については、散策路や遊歩道及び緑化した道路や河川などで結ぶことにより、連続した緑のネットワークとして形成します。
- 幹線道路や主要な通りにおける街路樹については、周囲の水や緑、歴史的建造物等との連続性や一体性に配慮した配置・育成を進めます。

緑化の推進

- 市民が日常的に目にする幹線道路、商業地や住宅地の主要道路、及び市街地を流れる河川の河岸道路については、市民・団体・事業者との協働のもと、積極的かつ計画的な緑化を推進します。
- 学校、官公庁、文化施設などの公共公益施設の敷地、公園や道路などの公共空間においては、維持管理に関する労力や費用等も勘案しながら、効果的な緑化を推進します。
- 工場等の大規模事業所の敷地外周部、住宅用地などの敷地周辺においては、ブロック塀の撤去と併せた生垣の設置などにより緑化を推進します。
- 比較的大規模なビルや施設が集積する中心市街地などでは、小さな空間を活用した緑の配置や、屋上・壁面を活用した緑化を推進します。
- 本市発祥の「花いっぱい運動」を推進するとともに、NPO法人「街を花いっぱいにする会」や町会、学校、各団体、一般ボランティア等の方々と協働して、さらなる運動の拡大を目指します。

4 - 4 上下水道及び河川の整備方針

(1) 現況と課題

上水道は、松本地区水道事業、四賀地区水道事業、梓川地区（安曇、奈川地区含む）水道事業及び波田地区水道事業の 4 事業による運用となっています。ほぼ市内全域に普及しており、今後は基幹管路や主要水道施設の耐震化及び更新時期を迎えている老朽水道施設の計画的な更新が課題となっています。

下水道は、単独公共下水道としては宮淵・両島、四賀及び上高地の処理区があり、流域関連公共下水道としては梓川処理区があります。認可区域内の整備はほぼ完了しており、処理場や管渠施設の老朽化や耐震化における計画的な維持補修、更新及び浸水対策のための整備が課題となっています。

河川に関しては、郊外には梓川や奈良井川などが、中心市街地には女鳥羽川や大門沢川、薄川、田川などが流れています。これまで通り治水機能の向上や自然環境の保全の取組みを継続するとともに、これまで以上に河川や湧水が有する多様な機能を活用することが課題となっています。

(2) 基本方針

方針 1 安全・強靱・持続可能な上水道の安定供給

安心して飲めるおいしい水道水の安定供給を目指し、水道基幹施設の計画的な更新・耐震化を中心に災害対策の充実を図り、健全で持続可能な水道事業を目指します。

方針 2 公共水域の水質保全と生活環境の改善、浸水や地震等の災害対策

ストックマネジメント（長寿命化）計画に基づき、老朽化した下水道施設の維持管理や更新を適切に行い、市民の生活環境を守ります。また大規模地震や豪雨等の災害発生に備え、耐震化や浸水対策など施設の強靱化や合流式の改善、雨水渠整備を計画的に進めます。

方針 3 既存ストックの有効活用による上下水道経営の効率化

人口減少社会の到来を見据え、限られた経営資源の中で、多様化、高度化する利用者ニーズへの対応や施設規模・汚水処理方法の最適化を図るため、「広域化・共同化」の検討やデジタル技術の活用を進めます。

方針 4 新技術の導入やエネルギー転換による温室効果ガスの排出抑制

環境負荷の少ない再生可能エネルギーの積極的な活用を推進するとともに、薬品使用量の削減や省エネルギー型機器の導入を推進します。

方針5 安らぎの場となる水辺空間づくり

梓川や奈良井川をはじめとする河川の改修事業を促進する一方で、河川の生態系の保全や親水護岸の整備を通じて、市民の安らぎの場となるような水辺空間づくりを推進します。

(3) 整備方針

上水道

- 老朽化した水道施設の更新、主要水道施設や基幹管路の耐震化を計画的に進め、災害時の被害を最小限にとどめ迅速に復旧できる強靱な水道施設の構築を目指します。
- 日々の水質管理や施設の適正な維持管理を図り、浄水水質の悪化を防止し、安全でおいしい水を供給します。
- 水道事業の経営安定化に向け、広域連携やICTの活用を検討します。

下水道

- 下水道施設の適正な維持管理を図るとともに、改築(ストックマネジメント計画)や耐震化、浸水対策を推進します。
- 公共水域の水質保全に努めるとともに、合流式下水道から分流式へ改善や、雨水渠の整備を推進します。
- 汚水処理施設の広域化、共同化の推進や、デジタル技術を活用した利用者サービスの向上と業務効率化を推進します。
- 公共下水道や農業集落排水の適正な維持管理に努めるとともに、下水道区域外では合併処理浄化槽の普及を図ります。

河川

- 奈良井川・田川・女鳥羽川においては、治水機能の向上に向けた河川改修の促進を図ります。
- 市内を流れる多くの河川では、河川敷等の自然環境の保全を図るとともに、親水機能を備えた身近な水辺空間づくりを推進します。また、快適な歩行者空間づくり、植栽による景観づくりなどに配慮し、市民の安らぎの場となるような河川緑地の整備を進めます。

4 - 5 自然環境の保全・育成の方針

(1) 現況と課題

都市における緑地や水辺は、都市環境の保全、生物生息環境の保持、災害時の安政の確保、市民のやすらぎ空間の確保、魅力ある都市景観の形成など、多様な役割を持ち、地域的な個性を創出する重要な要素となるものです。

本市は、このような役割が期待できる自然的資源に恵まれており、その保全育成を図ることが求められます。特に、市街化区域内では自然的土地利用の割合が減少しており、集約された都市機能の質を落とさず、緑を増やすことや、市街地を流れる水辺や市内各所にみられる湧水の活用などが課題となっています。

(2) 基本方針

方針 1 都市の骨格を形成する雄大な自然環境の保全と活用

山岳地から丘陵地にかけて広がる山林、松本平の田園緑地、田園地帯を流れる河川や市街地を流れる河川など、松本市の都市の骨格を形成する雄大な自然環境の保全と活用を図ります。

方針 2 市街地に近接する丘陵地の保全

市街地に近接する丘陵地の自然環境は、自然的風致の維持及び新たな開発の抑制を図る観点から、風致地区等の指定によって保全を図ります。

方針 3 松本平に広がる田園地帯や市街化区域内農地の保全

松本平に広がる田園地帯の農地や市街化区域内に残された農地は、美しい田園景観の保全、多様な機能を有する緑地の保全、新たな開発の抑制など様々な観点から、計画的な保全及び活用を図ります。

方針 4 自然環境が有する多様な機能を活用したまちづくりの推進

まちなかグリーンインフラや市街地を流れる河川や湧水などの多様な機能を活用し、豊かな生活環境や、地域や都市の価値を向上するまちづくりを推進します。

方針 5 自然環境や生物多様性の保全

中部山岳国立公園や八ヶ岳中信高原国定公園の自然公園については、貴重な動植物の生育・生息環境を保全し、市街地を流れる幾多の河川や湧水及び緑地は、うるおいとやすらぎのある空間として、自然環境や生物多様性の保全を図ります。

(3) 整備方針

骨格となる自然環境の保全

○国立・国定公園では、良好な植物群落や水辺等を有する緑地、多様な動植物の生育・生息環境となっている自然環境の保全を図ります。

身近な丘陵地や里山の自然環境の保全

○市街地からも眺望される城山風致地区と浅間風致地区では、風致地区の指定による開発行為等の規制を通じて、樹林及び自然環境から構成される良好な風致の維持を図ります。

○市街地内に分布する樹林地や市街地に近接する丘陵地のうち、将来にわたってその自然環境を保全する必要がある自然環境に関しては、所有者等の理解や協力も得ながら、地域制緑地の指定を検討します。

○文化財、旧跡、社寺などと融合し、都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地の保全を図ります。

河川や湧水等の自然環境の保全・活用

○市内各地の河川や湧水等の水辺空間において、生きものの生息空間を作り農薬の使用を控えるなど、生物多様性の保全に配慮した環境整備を進めます。また、これら河川や湧水を活用した潤いとやすらぎのある都市環境の創出を図ります。

○市街地内の湧水地については、地下水位の低下を防止するための雨水地下浸透などを推進しながらその保全を図ります。

○中心市街地を流れる河川や湧水地では、河川空間を活用した市民主体のイベントを開催するほか、点在する井戸や湧水をめぐるツアーを開催するなど、水辺空間を取り入れたにぎわいづくりを進めます。

4 - 6 景観形成の方針

(1) 現況と課題

松本城周辺では、松本城本丸及び二の丸内から北アルプス及び美ヶ原を中心とした東山の優れた景観の保全などを目的とした高度地区の決定や、地区の特性に合った景観・まち並みの形成などを目的としたまちづくり協定を 10 地区で締結するなどして、城下町にふさわしいまちづくりを進めてきました。

松本市景観計画の改定、景観計画デザインマニュアルの作成、屋外広告物条例の制定などを通じて、市内眺望景観の把握・類型化、建築物の意匠・形態に対する配慮や屋外広告物の撤去・改修が進められるなど、良好な景観に配慮したまちづくりも定着しつつあります。

従来の取組みを継続しつつ、地域の特色や良好な自然環境をさらに活かして、松本らしい景観形成に向けて取り組むことが求められています。

(2) 基本方針

方針 1 特徴的な山岳部の自然景観や農山村景観の保全

北アルプスをはじめ山岳部の自然景観や農山村景観が望める眺望点を把握・共有し、前景となる市街地景観の形成と一体的に良好な眺望景観の保全・形成を図ります。

方針 2 松本の美しさを感じ、誇りを感じられる景観形成

市内に数多く分布する歴史・文化に関連する景観資源を保全するとともに、これらと調和する市街地景観を形成することで、来街者が松本の美しさを感じ、暮らす市民が誇りを感じられる景観形成を図ります。

方針 3 一体的に魅力ある都市景観、まち並みの形成

松本城や旧開智学校など、本市を代表する歴史文化資源については、周辺の公園緑地や市街地も含めて一体的に魅力ある都市景観、まち並みを形成します。

方針 4 地域の個性や特性を反映した景観形成ルールの確立

都市計画マスタープランや景観計画をもとに、地域の住民が主体となって地域の景観のあり方を検討することで、地域の個性や特性を反映した景観形成ルールの確立を目指します。

(3) 整備方針

山岳部の景観

- 北アルプスや美ヶ原高原などの山岳部においては、無秩序な開発行為等によって自然破壊や景観阻害が行われることがないように、自然公園法の規制により景観的な対応を図ります。
- 山岳観光のメッカとして、今後も持続的な観光振興が可能となるよう、山岳部の良好な景観と環境の保全を図ります。
- 市街地から北アルプスや美ヶ原高原の山々への眺望の保全又は復活に向けて、高度地区や景観地区等の制度を活用しながら建物の高さや看板の規制を図ります。

農山村の景観

- 集落、農地、背景の里山や山並み、農地を潤す水路や川筋など、多様かつ複合的な要素から構成される農山村景観については、地域コミュニティとなりわいの担い手を確保することによって、持続的かつ自立的な保全を図ります。
- 農山村景観の荒廃を防止するためにも、荒廃農地の回復も含め、景観と調和した農業の継続を支援します。
- 郊外部の幹線道路沿道では、無秩序な開発や建築の抑制、屋外広告物等の規制等を通じて、田園景観の保全を図ります。

歴史的な景観

- 城下町の風情を伝える歴史的なまち並みや通りを構成する建造物や史跡等を保存するとともに、歴史を活かした建物の修理・修景・道路改良や松本市近代遺産の保全・活用、電線類の地中化等によって、城下町にふさわしい歴史的まち並み景観の形成を図ります。
- 城下町などの旧市街だけでなく、旧街道など市域周辺に残された歴史的景観についても、その保全・活用を図ります。

市街地の景観

- 商業や金融の中心地として市街地が形成されてきた本市の歴史的経緯を踏まえ、建築物等の高さ・色彩や屋外広告物等に対する制限を適切に導入するなど、賑わいと風格のある景観の創出を図ります。
- 幹線道路沿道では、沿道の住宅地における生垣設置も含め、街路樹の緑と調和した風格と賑わいのある街路景観の形成に努めます。
- 大規模な工場や商業施設では、敷地内の緑化によって開放感のある緑豊かな景観が形成されるよう支援・指導を行います。

4 - 7 都市防災の方針

(1) 現況と課題

地形・地質等の特性から、市街地には浸水や液状化などの危険性が高い区域が分布し、周辺の中山間地域等には土砂災害などの危険性が高い区域が分布します。

城下町のまち並みを残す中心市街地や古くからの住宅地や温泉街等は、老朽建築物や狭い道路が多く残ることから、地震時に大規模な火災等へ拡大する危険性があります。

また、土砂災害及び浸水に関するハザードマップや災害危険度判定調査結果を公表するとともに、松本市立地適正化計画では災害リスクの高い区域を居住誘導区域から除外するなど都市計画に関わる取組みを推進してきました。

今後は、近年全国で多発する想定を上回る豪雨災害への対応や大規模地震への対応など、ソフト・ハードの両面から防災・減災や都市の強靱化に向けた取組みを進めるとともに、大規模な被災から早期に復興するための事前準備に取り組むことが課題となっています。

(2) 基本方針

方針 1 災害抑止機能を持つ自然資源の整備・保全

地震、火災、水害などの災害から市民の生命と財産を守るため、災害抑止機能を持つ森林や河川、農地や緑地などの自然資源の整備・保全を図ります。

方針 2 防災機能を担う基盤を備えた災害に強い都市づくり

延焼遮断帯や緊急輸送道路及び避難路としての機能を担う幹線道路や、延焼遮断帯や防災拠点及び一時集合場所としての機能を担う公園緑地の充実を図るほか、上下水道、電力・ガス等のライフラインの耐震化を進めることで、災害に強い都市づくりを進めます。

方針 3 災害の拡大を未然に食い止める都市づくり

市街化に伴う保水機能の低下や、延焼危険性の高い密集市街地の形成を防ぐため、水と緑を重視した都市づくりを進めるとともに、木造密集地域の耐震化・不燃化、狭隘道路の改善など、災害の拡大を未然に食い止めるための都市づくりを推進します。

方針 4 市街地の復旧・復興に関する事前検討

大規模な災害によって市街地内に大規模な被害が発生することも想定して、市街地の復旧・復興の方向性に関する事前検討や、災害廃棄物の処理空間、仮設住宅設置箇所等に関する事前検討を進めます。

(3) 整備方針

治水対策

- 奈良井川・田川・女鳥羽川においては、治水機能の向上に向けた河川改修の促進を図ります。
- 河川・水路への急激な雨量流入を抑制するために、公共施設及び民間施設において舗装されていない緑化空間の確保に努めるほか、雨水浸透・貯留施設の設置拡大を推進します。
- 新規の宅地開発に対しては、開発行為指導基準に基づき、雨水流出量の増加に対処するための防災調整池の設置及び管理等について指導を徹底します。
- 河川氾濫による甚大な浸水被害が想定される区域では、多くの人々が利用する既存の公共施設の移転について検討します。また、戸建て住宅等の民間建築物に対しては、災害リスクを低減するためのソフト対策の取組みについて検討・推進します。

土砂災害対策

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域では、法に基づく一定の開発行為の制限、建築物の構造規制を実施するとともに、既存住民及び移転住民に対する危険周知に努めます。また、ハード面の土砂災害対策の実施と併せて、警戒避難体制の整備、既存住宅の移転促進など、ソフト対策についても検討します。
- その他の急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りなど土砂災害の恐れがある区域では、砂防ダムや擁壁などの防災施設の整備を進めます。

震災対策

- 大規模地震発生時に広域救急・緊急輸送路となる内環状北線等の主要幹線道路の整備を促進するとともに、橋梁、トンネル、擁壁などの重要構造物の耐震化を促進します。
- 市街地では、災害発生時における防災・避難空間を確保するため、避難路、延焼遮断帯、避難地等の機能を持つ街路、公園、広場等の整備を進めます。
- 特に、木造住宅が密集する地域では、避難や緊急車輛の進入、消火救急活動を円滑に行うための生活道路の改良（拡幅整備、隅切りの整備、ブロック塀等の撤去）を進めます。
- 延焼危険性が高く、建物の建替えを通じた防災性向上が必要かつ効果的な地域では、防火地域・準防火地域の指定拡大を通じて不燃化促進を図ります。一方、歴史的なまち並みなど、耐火建築物等への建替えが困難な地域では、消防水利や消火資器材の増設、地域の消防力向上等を通じて、初期消火の徹底及び延焼拡大の防止に努めます。
- 人が多く集まる中心市街地等では、建物の外壁・窓ガラス・看板等の落下防止対策の強化を図ります。また、来訪客や通勤通学人口が多く集まる松本駅周辺では、大規模地震発生時に多数の帰宅困難者が発生することも想定し、避難地や一時滞在施設の確保、外国人も含めた

帰宅困難者向けの情報提供手段の整備を検討します。

- 被害想定や災害危険度判定を通じて、震災によって市街地復興が必要になると想定される地区では、危険性軽減を目的とする防災まちづくりと併せて、迅速かつ円滑な復興を目的とする事前復興まちづくりを推進します。

避難対策

- 水害、土砂災害、震災など、災害の種類に応じた避難地・避難場所を指定・配置するとともに、避難者への情報・物資・サービスの提供、プライバシーの確保、感染症対策など、様々な面に配慮して避難場所の環境改善を図ります。
- 主要な避難経路においては、安全で円滑な避難が可能となるよう、地域のまちづくりや防災活動と連携しながら、無電柱化の促進、ブロック塀の撤去、車両駐車禁止などの対策を総合的に検討・推進します。

5 新たな都市整備の方針

5 - 1 郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針

(1) 現況と課題

長野県都市計画ビジョン(平成31年3月策定)では、本市は今後も一定の市街化圧力を有しており、引き続き区域区分を継続する方針が定められています。

松本市立地適正化計画(平成29年策定、平成31年一部改定)では、主に市街化区域を対象として都市機能や居住人口の維持・誘導の考え方を定め、都市全体の視点で効果的に拠点を配置し、その拠点を維持・充実することで、郊外部でも安心して暮らし続けることができる持続可能な都市づくりの方針を定めました。

市街化区域内の人口が概ね維持されている一方で、市街化調整区域内及び都市計画区域外の中山間地では人口減少と高齢化が急速に進んでおり、郊外部においては地域コミュニティを維持し、暮らしを支える都市機能の維持や利便性の確保が課題になっています。

(2) 基本方針

方針1 新たな住民の受け入れによる地域コミュニティの維持

比較的利便性が高く、今後も新たな住宅開発等が進む可能性がある集落地や住宅地では、新たな基盤整備や周辺への市街地拡大を生じさせないことを前提として、地域住民や転入者受入のための開発を許可し、地域コミュニティの維持を図ります。

方針2 中山間地の活性化施策と連携した地域コミュニティの維持

人口減少・少子高齢化が急速に進む中山間地では、持続可能な農業の推進と集落機能や地域再生の両立をはかるために必要な場合には、農地の他用途への転用と、定住・移住当を受け入れるための地区計画制度の運用を検討し、地域コミュニティを維持します。

方針3 公共交通ネットワークの維持・強化と都市機能が集積する拠点の配置・形成

自家用車を利用しない世代・世帯であっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、都市の拠点到達に連絡する公共交通ネットワークを維持・強化するとともに、各地域において暮らしを支える都市機能が集積した拠点の配置・形成を進めます。

(3) 整備方針

集落環境の保全

- 既存宅地や耕作放棄地等を活用して、地域住民による建替えや新規住民による住宅開発は許容しつつ、農地や自然環境の環境悪化につながるような無秩序なミニ開発を抑制します。
- 生活道路の改善等によって、集落地内の生活環境の向上を図ります。
- 農業の担い手となる認定農業者の育成・確保、規模拡大に取り組む農家や認定農業者への農地の集積・流動化を通じて、耕作放棄地の抑制を図ります。

郊外部における生活利便性の維持

- 暮らしを支える都市機能の集積状況や公共交通運行状況等を踏まえ、住み慣れた地域で暮らし続けるための生活拠点・コミュニティ拠点の配置・形成を進めます。
- 拠点及び周辺では、市街化調整区域の地区計画制度も活用し、店舗や事務所等の集積を維持・誘導を図ります。また、そこに位置する介在農地等については、農用地区域の見直しを検討します。
- 郊外部の生活利便性を補完するため、生活拠点・コミュニティ拠点と中心市街地等と連絡する公共交通ネットワークの維持・強化を図ります。

地域コミュニティを支える定住人口の確保

- 市街化区域に近接又は隣接する市街化調整区域のうち、既に基盤整備がなされた区域では、都市計画法 34 条 11 号の運用により、地域住民の建替えや新規住民の転入を通じて、地域コミュニティの維持を図ります。
 - 地域住民が主体となったコミュニティの維持や活性化を目的とするまちづくりの実現に向けて、市街化調整区域における地区計画制度の活用を支援します。
 - 都市計画区域外の中山間地では、クライנגルテンや観光農業など、都市部と農村部の交流施策の展開を通じて地域の活性化を図ります。
 - 郊外部の地域特性に応じた移住・定住等を促進するため、農地付き空き家等の利活用に向けた検討を推進します。
- 特に、都市活動を支える重要で代替性の無い施設等が立地する地域においては、その役割に応じて地域コミュニティが維持されるよう、都市計画制度の活用を検討します。

5 - 2 計画的な産業集積に向けた方針

(1) 現況と課題

工業に関しては、事業所数・従業者数ともに減少が続き、製造品出荷額は東日本大震災前の水準まで回復できていません。新松本工業団地分譲が完了し、新たな工業団地の造成には一定の期間を要するため、新たな企業誘致方針と合わせて計画的に検討することなどが課題となっています。

商業に関しては、「商都松本」として発展してきましたが、近年は事業所数・従業員数ともに減少が続いています。中心市街地における大規模商業施設の立地や空き店舗活用の広がりなどの社会経済状況の変化を踏まえ、商業者だけでなく土地の所有者や不動産関係者により将来像を共有し、まちのマネジメント機能を育てながら有効な土地利用を行うことが課題となっています。

観光に関しては、松本城の入場者数は増加傾向にある一方で、上高地や美ヶ原高原などを訪れる観光客は減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の影響により、本市を訪れる観光客は大きく減少し、観光を取り巻く状況も先が見通せない状況にあります。

農業に関しては、農業就業者の減少や高齢化、後継者不足が課題となっています。経営耕地面積も減少傾向であり、さらなる遊休荒廃農地の増加も懸念されます。また、林業に関しても、高齢化や担い手不足が課題であり、荒廃した森林の増加が懸念されます。

(2) 基本方針

方針 1 多様な産業の集積と新たな産業の育成

ライフスタイルに応じた働き方を選択することができるよう、多様な産業の集積を図るとともに、本市の特性を生かした新たな産業の育成を図ります。

方針 2 競争力が高く、持続可能な産業構造の構築

空港や高速道路による広域交通利便性、豊かな自然や歴史、高度な都市機能の集積がもたらす都市の求心力を活かし、競争力が高く、持続可能な産業構造の構築を目指します。

方針 3 自然環境や居住環境に配慮した計画的な土地利用

新たな産業の集積、又は既存の産業の衰退によって、自然環境や居住環境が悪化することがないように、産業分野と都市計画分野が連携して計画的な土地利用を推進します。

(3) 整備方針

工業

- 新しい生活様式の普及による就業環境変化や産業立地需要の増大など、社会経済情勢の変化に対応して、既存地域産業と連携し、成長分野企業の育成につながる新たな産業団地の開発を検討します。
- 空港やインターチェンジ周辺などの交通結節点周辺では、高速交通ネットワークと連携した新たな産業系の土地利用により、産業集積を促し、都市活力の創出を図ります。
- 市街化区域内の工業系用途地域では、既存工場等の立地を維持するため、用途地域の見直しや特別用途地区の指定など、必要に応じた土地利用規制の見直しを検討します。

商業

- 都市中心拠点、地域拠点、生活拠点では、既存商業機能を維持しつつ、暮らしを支える商業機能などの立地誘導を図ります。
- 中心市街地では、空き家・空き店舗等の既存ストックを有効活用しながら、商業活性化とまちなか居住を推進します。

観光業

- 国内外からの観光客の回復・増大に向け、松本城と周辺地区を、2つの国宝が存在する歴史観光エリアとして整備を進めます。
- クラインガルテン等の観光農業との連携、飲食店や土産品等の地元商店街との連携、伝統工芸との連携など、観光を軸とした関連産業の活性化を図ります。
- 上高地、乗鞍高原や美ヶ原高原といった自然観光資源と松本平を結び、観光インフラや交通アクセスを整備・充実します。

農林業

- 森林の持つ多様な機能（木材生産、水資源涵養、土砂流出防止、癒し及び地球温暖化防止機能など）が発揮されるよう、森林資源を計画的に保全・活用します。
- 農用地区域をはじめとする優良農地では、生産性向上に向けた農業生産基盤の整備とともに、規模拡大・経営改善に必要な施設整備を推進します。
- 農業従事者の減少による農地荒廃化の進行が著しい中山間地では、農業振興地域整備計画等と連携し、持続可能な農業の推進と集落機能や地域再生の両立をはかるために必要な場合には、農地の他用途への転用を弾力的に検討します。